

第2次小林市男女共同参画基本計画実施状況報告書

令和元年度事業実績

小林市

目 次

1	基本目標の概要と令和元年度の主な取組み.....	1
2	令和元年度事業実績	
基本目標 1	人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり.....	7
○重点課題 1-1	男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成.....	8
・施策の方向 1	人権尊重・男女共同参画に関する広報・啓発の推進.....	8
・施策の方向 2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し.....	10
・施策の方向 3	家庭・学校・地域における男女共同参画への理解の促進.....	11
○重点課題 1-2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....	12
・施策の方向 1	男女平等を推進する教育・学習の充実.....	12
・施策の方向 2	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実.....	13
○重点課題 1-3	男女の人権の尊重.....	14
・施策の方向 1	人権に関する意識の啓発.....	14
・施策の方向 2	男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり.....	15
・施策の方向 3	被害者の保護・支援体制の充実.....	17
・施策の方向 4	生涯を通じた女性の健康支援.....	19
・施策の方向 5	メディアにおける男女の人権の尊重.....	20
・施策の方向 6	多様な性への理解促進.....	21
基本目標 2	男女がともに個性と能力を発揮できる就業環境づくり.....	23
○重点課題 2-1	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保.....	24
・施策の方向 1	雇用の場における男女間格差解消のための環境整備.....	24
・施策の方向 2	女性労働者の就業能力の取得・向上と就労の支援.....	24
・施策の方向 3	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援.....	25
○重点課題 2-2	農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立.....	26
・施策の方向 1	男女共同参画の推進.....	26
・施策の方向 2	女性の就業条件及び環境の整備.....	28
・施策の方向 3	農業・商工関係団体への女性の参画拡大.....	29

○重点課題 2－3 仕事と生活の調和の推進.....	30
・施策の方向1 家庭や企業における仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進.....	30
・施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援.....	31
・施策の方向3 働く男女の健康管理対策の推進.....	35

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり..... 37

○重点課題 3－1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり.....	38
・施策の方向1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり.....	38
・施策の方向2 高齢者・障がい者の積極的な社会参画の促進と生きがい対策.....	39
・施策の方向3 高齢者・障がい者の自立支援.....	41
○重点課題 3－2 様々な生活困難を抱える人に対する支援.....	43
・施策の方向1 相談・支援体制の充実.....	43
・施策の方向2 ひとり親家庭等に対する支援の充実.....	44
・施策の方向3 自立に向けた支援の充実.....	44

基本目標 4 あらゆる分野への社会参画の推進..... 45

○重点課題 4－1 政策・方針決定過程への女性参画の推進.....	46
・施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大.....	46
・施策の方向2 女性の人材育成と人材情報の提供.....	47
○重点課題 4－2 まちづくりにおける男女共同参画の推進.....	48
・施策の方向1 市民と行政の協働によるまちづくり・市民活動の推進.....	48
・施策の方向2 地域活動における男女共同参画の促進.....	49
・施策の方向3 観光・環境・その他の分野等における男女共同参画の推進.....	50
・施策の方向4 国際理解・協力の推進.....	51
○重点課題 4－3 防災分野における男女共同参画の推進.....	52
・施策の方向1 災害対策における女性力の活用.....	52
・施策の方向2 防災分野への女性の参画の促進.....	52

3	計画の推進.....	5 3
	○重点課題5－1 計画の推進体制.....	5 4
	・施策の方向1 庁内推進体制の充実と強化.....	5 4
	・施策の方向2 近隣市町村との連携による広域的な取組みの推進.....	5 4
	○重点課題5－2 計画の進行管理.....	5 5
4	成果指標進捗状況シート.....	5 7
	(参考資料)	6 0
	資料1 審議会等一覧.....	6 1
	資料2 女性の参画状況.....	6 5
	資料3 小林市職員における女性の任用状況.....	6 6
	資料4 小林市男女共同参画審議会委員名簿.....	6 7
	資料5 審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領.....	6 8
	資料6 男女共同参画に関する世界・日本・宮崎県・小林市の動き	7 0
	用語解説.....	7 5

1. 基本目標の概要と令和元年度の主な取組み

基本目標1 人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

概要

国内において、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されつつあります。しかし、社会的性別（ジェンダー）に基づいた偏見や性別役割分担意識など、多くの人権に関する問題が現在も依然として社会に根強く残っており、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が山積しています。

そこで、男女が性別に関わらず個人としてお互いの人権が尊重される『男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成』、さまざまな啓発活動を行い、学校、生涯学習等における男女平等教育の推進を図る『男女共同参画を推進する教育・学習の充実』、女性に対する暴力の根絶や男女の生と性が尊重される環境づくりを進める『男女の人権の尊重』という3つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

「男女共同参画講演会」を開催し、男女共同参画への理解が深まるよう努めたが、参加者が少なかった。

男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせて庁舎前で啓発活動を行い、新任課長による来庁者への啓発物の配付、のぼり旗を掲示するなどして市民への周知を図った。

重点課題1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

学校訪問や研修会等において、各学校の男女共同参画の意識が高まるよう指導し、「性で分けない名簿」を各学校で作成すると共に、男女平等に配慮した学校運営について意識化を図った。

また、固定的役割分担意識にとらわれない社会を築くことを目的とし、平日だけでなく日曜にも各種講座を開催し、父親も参加しやすい取組を行った。出産前のパパママ教室を開催することで、父親の育児参加も図った。

重点課題1-3 男女の人権の尊重

成人式を利用して新成人へデートDVのパフレットを配布し、若者に対しての啓発を行った。DV被害者の相談・支援体制としては、関係課が中心となって県の女性相談所や警察などの関係機関と連携し、相談体制の充実に努め、緊急時に対応できるよう備えた。

母子健康手帳交付時の保健指導や情報提供、妊婦・乳幼児健診等でのフォローを行うことで、安心して子育てできる環境が整うよう努めた。また、青年期から高齢期までそれぞれのライフステージに合わせ、健康管理の必要性等について普及・啓発を行った。

基本目標2 男女がともに個性と能力を発揮できる就業環境づくり

概要

男女がともに、個人の価値観やライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わらず、公平に対応されるためには、雇用形態や職場環境改善、事業主や労働者の意識改革の促進が重要です。

男女一人ひとりの生き方や考え方が多様化するなかで、従来からの「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別分担意識や働き方を見直し、男女が相互に協力し合う関係を築くことが大切です。

そこで、市内事業所における男女雇用機会均等法の履行に向け、その周知・徹底を図り、男女間の格差解消に向けて事業主への理解を目的とする『雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保』、農業・商工業の自営業において、女性が果たしている役割が正しく評価され、男女が家庭や地域で対等なパートナーとしてともに参画できる『農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立』、男女がともに仕事と家庭生活を両立しやすい社会を目指す『仕事と生活の調和の推進』という3つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題2-1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女労働者間に生じる差の解消を図る取組みとして、個々の企業が行う、自主的かつ積極的な取組である、ポジティブ・アクション及び市内の取組企業について市のホームページに掲載し、周知することによって企業へ感化を促した。

県及び県男女共同参画センターが開催する女性のチャレンジ講座・事業所向けセミナーの案内や、雇用関係ポスターの掲示・チラシを配布し、周知に努めた。

重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

関係課が、女性就業者の経営管理能力向上に関するセミナーや交流会等の情報提供を継続的に行い、積極的な参加を促した。また、農業技術・経営管理能力の向上を目的とした講習会や意見交換会への参加を支援した。

家族内の女性の地位向上や役割分担、就業条件を明確に確認していくための、家族経営協定締結を推進し、新たに4件を締結した。

重点課題2-3 仕事と生活の調和の推進

育児や介護に関する経済的支援やサービスの充実を図るため、ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業など、女性が働きやすい環境作りの支援を行った。

在宅介護者に対して、在宅介護手当てや介護用品の支給を行い、身体的・精神的・経済的負担の軽減に努めた。

母子健康手帳交付時に、生活状況に関するアンケート調査を行い、必要に応じて相談へ繋いだ。また、妊婦・乳児の一般健康診査助成券や新生児聴覚検査助成券等を交付し、母と子の健康管理に努め、経済的支援を図った。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

概要

本市でも少子高齢化は大きな社会問題の一つであり、さらに家族形態の多様化、家族関係・近隣関係の希薄化など、市民のライフスタイルも以前と比べ大きく異なってきているのが現代の社会状況です。そうした中、高齢社会に対応した環境整備を進めることは緊急の課題であり、介護保険制度の運用を図りながら、介護の負担がとりわけ女性に集中することなく充実した高齢期を送れるための、介護サービス基盤の整備が必要とされています。特に、高齢者や障がいのある単身の男女が、健康面や経済面などの問題によって、住みなれた地域での生活が困難な状況におかれている場合には、適切な支援が必要となります。

そこで、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、市民が相互に人権を尊重し合いながら安心して生活できるための『高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり』、多様化する家族形態や近年の厳しい雇用情勢等により、様々な生活上の困難に直面している人々を支援し、個人の置かれた状況に配慮する『様々な生活困難を抱える人に対する支援』という2つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題3 - 1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

第7期介護保険事業計画の中年度として、施設整備のため指定予定事業者の公募を行い、1事業者選定し令和2年4月1日開設を目標に計画を進めた。また、高齢者住宅改造助成事業については、令和元年度より県の補助事業廃止に伴い終了した。

社会教育課では、生きがい学級において、1小学校4学年との世代間交流を実施した。

高齢者・障がい者・子どもなどの安全な歩行を確保するため、バリアフリー整備事業として側溝改良・蓋設置等（42箇所）、路面等段差解消・道路改良等工事（34箇所）を施工し、安全な歩行環境の推進に努めた。

重点課題3 - 2 様々な生活困難を抱える人に対する支援

人権・行政・なやみごと相談を毎月実施し、様々な問題を抱える人々へ課題解決のための相談・支援を行い、人権擁護委員・行政相談委員へ63件の相談があった。

小林市生活自立相談支援センターを設置し、生活困窮者の社会的・経済的自立への支援を行い、55件の相談があった。また、小林市生活困窮者自立支援ネットワーク会議等を開催し関係部署での連携強化、情報共有を図った。

令和元年度中は延べ23名の生活保護受給者に対して関係部署が就労支援を行い、8名をハローワークに紹介し就労となった。

基本目標4 あらゆる分野への社会参画の推進

概要

世界の男女共同参画の現状をみると、他国に比べて日本は女性の政策・方針決定過程への参画などが非常に遅れています。本市においても、意思決定を行う様々な場面で女性の参画が不十分なため、女性の視点や意見などを十分に政策等に生かされていないのが現状です。政治・職場・地域社会といったあらゆる場面において、女性が進出し、参画が拡大するためには、女性のエンパワーメントを促進することが重要であり、意思決定過程に参画できる人材を育成するなど、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めることが重要です。

また、男女共同参画を実現するためには、市民や企業と連携・協働し、男女共同参画を推進していくことも必要となります。

そこで、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため『政策・方針決定過程への女性参画の推進』、家庭や地域社会において男女共同参画を進め、男女がともに職業生活と家庭生活、地域生活を両立できるよう『まちづくりにおける男女共同参画の推進』、台風や地震など、様々な災害時における避難場所の運営や生活用品等の支給について、男女のニーズを生かすための『防災分野における男女共同参画の推進』という3つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題4-1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

国・県の調査に合わせて、「審議会等における女性委員の参画状況等に係る調査」を毎年4月1日現在で実施している。令和2年4月1日現在の参画率は26.6%であり、前年の24.3%より2.3%増加している。第2次小林市男女共同参画基本計画（平成25年度～34年度（令和4年度）の10力年間）の平成34年度末の目標値40.0%の達成に向けて、今後も小林市男女共同参画行政推進会議での協議や各課への周知を行い、一人でも多くの女性委員の登用に努めていく。

また、市職員における女性の登用率（令和2年4月1日現在）については、課長級（部長級を含む。）が14.6%、係長級（主幹級）が35.3%、一般職49.5%となり、全ての割合が増加した。職員総数の女性の割合についても増加している。

重点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

女性の力を活かした観光分野での活動を推進するための人材育成として、観光協会と連携しコスモスレディ等と各種イベントへ積極的に参加しネットワークの構築を図った。

学校訪問や国際交流事業以外に、生きがい学級等の講座に参加するなど、幅広い世代への国際理解活動を行った。

外国人住民の80%以上が技能実習生であるため「地域日本語教育スタートアッププログラム」でプレ日本語教室に取り組む。

また、「小林市まちづくり基本条例」に定めるところにより、新たに永久津中校区に校区協議会を設立した。地域支援員は永久津中校区で27名（内女性6名）、小林小校区で30名（内女性2名）を委嘱した。今後も役員又は各部会員に女性の参画を促すように努めていく。

重点課題4 - 3 防災分野における男女共同参画の推進

市民防災リーダー養成講座を引き続き開催し、受講者63名のうち8名が女性で、新たに市民防災リーダーとして認定された。女性消防団員数については、全国女性消防操法大会に県代表として出場し、消防防災フェスタでのPR効果もあり新規入団者の確保に繋がったが、退団者もいたため増員には至らなかった。今後も女性消防団員の加入促進を図る。

2. 計画の推進

概要

計画の実効性を高めるために、横断的な推進体制の充実・強化が不可欠であり、総合的体制づくりが必要となります。また、男女共同参画は行政のあらゆる分野において実行していく必要があるため、総合的かつ客観的な推進状況の管理と評価を実施していきます。

そこで、『計画の推進体制』、『計画の進行管理』という2つの重点課題を設定し、各施策に取り組みます。

重点課題5 - 1 計画の推進体制

計画の全庁的な取組みを推進し、関係課との連絡調整や提言に対する検討を行うため、小林市男女共同参画行政推進会議・小林市男女共同参画審議会を開催し、取組み状況について検討・協議を行った。

また、県や県男女共同参画センター及び県内市町村との連携を図るため、九市主管課長・担当者会議や県内市町村男女共同参画行政担当者の研修会等に参加し意見交換を行った。

3. 計画の進行管理

第2次小林市男女共同参画基本計画に基づく施策の推進状況に係る報告書を作成し公表します。

2 令和元年度 事業実績

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点課題 1 - 1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

施策の方向 1) 人権尊重・男女共同参画に関する広報・啓発の推進 [24頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
1	男女共同参画を推進する啓発活動の促進	<p>1.男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識の醸成を図るため、広報誌や市のホームページ等をよりわかりやすく内容を充実することで、男女共同参画の目指す姿や制度の内容に関する理解の促進に取り組めます。</p> <p>2.若い世代や男性を対象とした広報・啓発活動の充実に努めます。</p> <p>3.男女共同参画づくりについての理解を深めるための講座や研修会を実施し、市民の意識啓発を促進します。</p> <p>4.男女共同参画月間(6月)や仕事と家庭を考える月間(10月)では、様々な啓発事業を重点的に行います。</p> <p>5.男女共同参画週間(6/23~6/29)の周知に努め、その期間にはのぼりの掲出やパネル展示などを実施します。</p>	<p>男女共同参画の目指す姿や制度の内容に関する理解を促進できるよう、ホームページや広報誌における掲載内容を分かりやすくするとともに、掲載内容の中身の充実に努めた。</p>	<p>男女共同参画ページの掲載項目を整理し、より分かりやすく見やすいものにした。</p>	-	<p>男女共同参画の目指す姿や制度の内容に関する理解を促進できるよう、ホームページや広報誌における掲載内容を分かりやすくするとともに、掲載内容の中身の充実に努める。</p>	-	市民課
			<p>【男女共同参画講演会】 期日 令和元年11月10日(日) 場所 小林市文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 羽林 由鶴氏(心理カウンセラー) ○演題 「これからも輝ける大人、そして子供たち」~みんなが幸せに生きるために~ 参加人数 約70人</p>	<p>小林市人権・同和問題啓発推進協議会加入機関・団体、男女共同参画審議会委員、平成30年度男女共同参画推進大会実行委員、市内認可保育所、認定こども園、幼稚園等にポスター、チラシなどで周知を図ったが、参加者が少なかった。</p>	523,493	<p>市民向け、職員向けの男女共同参画講座を数回開催予定。</p>	120,860	
			<p>【人権啓発講演会】 「ころころがつながれば・・・」 令和2年2月16日(日) 場所 小林市文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 幸島 美智子氏(子育てアドバイザー) 演題 「インターネットと人権~ネット社会における落とし穴 守りましょう、子どもの人権」 参加人数 約100人</p>	<p>ポスター、チラシ、各団体への整理券の送付を行ったが参加者が少なかった。とても良い内容のある講演会であったため、特に子育て世帯に届くとよい話であった。</p>	374,956	<p>人権啓発講演会 「ころころがつながれば・・・」 期日 令和3年1月17日(日) 場所 小林市文化会館 内容 講演会 講師 金澤 泰子氏(書家) 講演会等を行い、人権意識の高揚に努める。</p>	500,000	
			<p>「男女共同参画週間(6月)」に啓発活動として、のぼりの掲示、新任課長による来庁者への啓発物の配布を行った。</p>	<p>市民へ向けて、男女共同参画週間を周知するきっかけになった。</p>	-	<p>「男女共同参画週間(6月)」に啓発活動として、のぼりの掲示、パネル等の関係資料の展示を行う。</p>	-	

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
2	男女共同参画に関する学習機会の提供	6.男女共同参画社会づくりについての理解を深めるための講演会、講座などの情報提供を行い、学習機会の拡大を図ります。	【男女共同参画講演会】 期日 令和元年11月10日(日) 場所 小林地文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 羽林 由鶴氏(心理カウンセラー) ○演題 「これからも輝ける大人、そして子供たち」～みんなが幸せに生きるために～ 参加人数 約70人	小林市人権・同和問題啓発推進協議会加入機関・団体、男女共同参画審議会委員、平成30年度男女共同参画推進大会実行委員、市内認可保育所、認定こども園、幼稚園等にポスター、チラシなどで周知を図ったが、参加者が少なかった。	523,493	市民向け、職員向けの男女共同参画講座を数回開催予定。	120,860	市民課
		7.各種情報誌や市のホームページなど、あらゆる媒体を通じて、市や県男女共同参画センターが主催する講座・講演会実施の情報提供を行います。	ホームページや広報誌を活用して、市や県男女共同参画センターが主催する講座等の情報提供に努めた。	男女共同参画に関するリーフレットや講座情報誌を各庁舎に掲示した。	-	ホームページや広報誌をうまく活用して、市や県男女共同参画センターが主催する講座等の実施に係る情報の提供に努める。	-	
		8.講師派遣事業を活用し、市民の男女共同参画への理解を促進する場の創出に努めます。	「男女共同参画推進大会」の実行委員会において、県男女共同参画センター職員を講師に招いて講話をいただいた。	男女共同参画の必要性を説明していたが、実行委員の積極性が図られた。	-	県男女共同参画センターより講師を招いての講座を計画中。	-	
3	男女共同参画に関する調査研究の実施	9.市が主催する講演会や事業などの機会を通じて、市民の男女共同参画意識に関する各種調査、研究を行うことを推進します。 10.男女共同参画社会の形成に関する各種調査、研究に取り組み、情報を提供していきます。	令和元年11月10日に開催した男女共同参画講演会でのアンケートを実施した。	男女共同参画社会に関する理解が促進され、市民の意識や現状把握ができた。	-	講座等の開催に合わせて、参加者へのアンケート調査を実施する。	-	市民課 全課
4	市職員の男女共同参画に関する理解の促進	11.市職員が男女共同参画の視点を養うことができるよう、男女共同参画に対する理解を深めるための研修の実施や学習機会の提供等に取り組みます。	【男女共同参画講演会】 期日 令和元年11月10日(日) 場所 小林地文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 羽林 由鶴氏(心理カウンセラー) ○演題 「これからも輝ける大人、そして子供たち」～みんなが幸せに生きるために～ 参加人数 約70人	小林市人権・同和問題啓発推進協議会加入機関・団体、男女共同参画審議会委員、平成30年度男女共同参画推進大会実行委員、市内認可保育所、認定こども園、幼稚園等にポスター、チラシなどで周知を図ったが、参加者が少なかった。	523,493	市民向け、職員向けの男女共同参画講座を数回開催予定。	120,860	市民課

施策の方向2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し [25頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
5	制度や慣行についての見直しを促進するための学習機会と情報の提供	12.男女共同参画意識の啓発を図るために、家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面ごとに見直すべき社会慣行例の情報発信します。 13.固定的な性別役割分担意識の解消が図られるよう、広く啓発・広報活動を行います。	講演会やホームページ、広報誌を活用し、家庭や地域、職場における固定的な性別役割分担意識の解消を図るための広報活動に努めた。	ホームページや広報を活用し、性別役割分担の解消を図るための広報活動を行ったが、性的役割分担の意識は根強く、解消はなかなか難しい。今後も、継続して広報活動を行っていく。	-	ホームページや広報誌を活用し、家庭や地域、職場における固定的な性別役割分担意識の解消を図るための広報活動に努める。	-	市民課
6	職場・家庭・地域におけるジェンダーに敏感な視点に立った慣行の見直し	14.家庭、職場における役割分担意識の見直しを促進するために、講座や広報紙による啓発を推進します。	講演会やホームページ、広報誌を活用し、家庭や地域、職場における固定的な性別役割分担意識の解消を図るための広報活動に努めた。	ホームページや広報を活用し、性別役割分担の解消を図るための広報活動を行ったが、性的役割分担の意識は根強く、解消はなかなか難しい。今後も、継続して広報活動を行っていく。	-	ホームページや広報誌を活用し、家庭や地域、職場における固定的な性別役割分担意識の解消を図るための広報活動に努める。	-	市民課

施策の方向3) 家庭・学校・地域における男女共同参画への理解の促進 【26頁】

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
7	家庭教育における理解の促進	15.家庭教育における理解を促進するために、各種講座やセミナーなどの学習機会や、広報紙や市のホームページなど様々な媒体を活用して、男女共同参画についての情報を発信します。	各種講座を計画運用する際に、受講生の性差関係なく幅広く関心を持っていただき、取り組んでいただけるよう学習機会の提供に努めた。 役員に男性がなられた学級があった。	男女が偏らない講座やセミナーの開催ができたが、仕事などの都合により、参加者は女性の方が多い。	-	ひきつづき父親も参加しやすい環境づくりに務める。	-	社会教育課
8	学校教育における理解の促進	16.男女が互いの人権を尊重する教育を、様々な学習機会を通じ推進します。	道徳の時間や学級活動、及び「西諸みんなで人権を考える取組」等、様々な教育活動を通じ、男女が互いに尊重する態度の育成を目指し、人権教育を推進した。	授業を通じ、児童生徒や教職員が人権について考える機会となった。また「西諸みんなで人権を考える取組」により、保護者も子ども共に人権について考える機会となった。 時間の経過とともに意識の形骸化とならないように、人権教育の重要性について伝えていく必要がある。	-	人権教育担当者研修会において、市の取組について伝えるとともに、充実した研修会を実施することで、各学校において男女が互いの人権を尊重する教育を推進し、さらに理解を促進する。	-	学校教育課
9	地域における理解の促進	17.自治会や地域イベントなどの地域活動に、男女が協働して参加することが促進されるよう、情報提供や啓発活動を推進します。	各自治会において男女問わず協力した活動が行われた。	役員女性の参画が進んでいない部分があるため、今後周知啓発をもって地域の理解醸成を図る必要がある。	-	ホームページや広報誌における掲載内容を検討し、自治会や地域イベントなどの地域活動に男女が協働して参加することが促進されるための情報の掲載に努める。	-	企画政策課
			地域イベントへ女性団体から参加をいただいた。	地域イベントへの女性団体の参加が促進されている。	-	女性団体へ地域イベントへの参加を働きかける。	-	商工観光課
10	人材の育成	18.男女共同参画を推進するために、事業主や各種リーダーへの研修などを実施するとともに、様々な分野において男女共同参画を推進するリーダー役を養成する講座を開催します。	【男女共同参画講演会】 期日 令和元年11月10日(日) 場所 小林地文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 羽林 由鶴氏(心理カウンセラー) ○演題 「これからも輝ける大人、そして子供たち」～みんなが幸せに生きるために～ 参加人数 約70人	小林市人権・同和問題啓発推進協議会加入機関・団体、男女共同参画審議会委員、平成30年度男女共同参画推進大会実行委員、市内認可保育所、認定こども園、幼稚園等にポスター、チラシなどで周知を図ったが、参加者が少なかった。	523,493	市民向け、職員向けの男女共同参画講座を数回開催予定。	120,860	市民課
			事業主、各種リーダー、指導者に対して、男女共同参画社会に関する研修等の情報提供をホームページ、市広報等に掲載し周知を図った。	各種分野におけるセミナーの周知を図り、セミナー受講へ繋げる事によって、職場改善が期待される。	-	事業主、各種リーダー、指導者に対して、男女共同参画社会に関する研修等の情報提供を行う。	-	商工観光課

重点課題 1 - 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施策の方向 1) 男女平等を推進する教育・学習の充実 【29頁】

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課		
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)			
11	男女平等の視点に立った学校教育の推進	1.各学校における全ての教育活動を通して、基本的人権に関する教育を積極的に推進します。 2.男女平等に配慮した学校運営を推進します。 3.男女平等の視点に立った指導方法や運営体制について、情報収集を行います。	学校訪問や研修会等において、各学校の男女共同参画の意識が高まるよう指導した。また、「性で分けない名簿」を各学校で作成するとともに、男女平等に配慮した学校運営をさらに推進するよう指導した。	全校で男女混合名簿を作成し運用している。また、今後も、教職員を含め男女の固定化された意識を見直し、男女平等の視点に立った学校運営を推進していく必要がある。		-	学校訪問や研修会の機会を活かし、各学校が男女平等の視点に立った学校運営に取り組むよう指導する。	-	学校教育課	
12	男女共同参画の視点に立った社会教育の推進	4.固定的な役割分担意識にとらわれない社会性を持つことができるよう、様々な機会において男女平等に配慮した教育を推進します。	平日ではなく、日曜日等の行事を計画し、父親の参加を促した。	例年父親の参加が少なく苦慮しているが、中でもわずかながら男性の参加は増えてきている。 また、子どもと父親と一緒に物づくりをした。	666,000	-	学校と連携し、家庭教育学級に父親の積極的な参加を促し、啓発する。	629,000	社会教育課	
13	男女共同参画に関する学習の機会の提供	5.男女共同参画社会づくりに対する理解を深めるために、ライフステージに応じた各種講座等を開催します。	「家族で大切なこと」を題材とした作文を募集した。今年度は1,846通の応募があった。	児童・生徒の家庭における夢への思いを再認識するきっかけづくりになった。		-	令和2年度も家族の作文を実施し、父親、母親、子どもなど家族の一員であることを考えさせたい。	-	社会教育課	
		6.現代風井戸端会議を開設し、父親の参加を促進します。	家庭教育運営委員会内で家庭教育サポートプログラムの演習を実施した。	母親のみならず父親にとっても、よりよい子どもへの接し方につながっている。		-	さらなる父親の積極的な参加を促す。	-	社会教育課	
		7.家庭教育学級の更なる充実を図るとともに、市内の幼稚園・保育所に対しても家庭教育力の向上を図る対策を検討します。	「乳幼児すこやか学級」の出席講座を実施した。	開催した1講座は25%の男性(父親)の参加があった。		0	-	さらなる父親の積極的な参加を促す。	30,000	社会教育課
		8.しあわせ学園の更なる充実を図るために、男性会員の加入促進と自主運営化を推進します。	しあわせ学園では広報や口コミで周知を図った。	新規受講生や男性の参加を促した。		32,760	-	男性の参加があるので、さらにPR活動を進めたい。	29,200	社会教育課
			各種健康診査、健康教育講座開催時に、男女共同参画社会づくりの視点をもって取組みを行った。 出産前にパパママ教室を年10回開催した。128名の参加があり、父親の参加は27名であった。	男性が参加がしやすい環境を整える。			-	各種健康診査、健康教育講座開催時に、男女共同参画社会づくりの視点をもって取組みを行う。 パパママ教室については、今年度はコロナウイルス感染症予防のために実施しないが、子育て世代包括支援センターや担当保健師の体調確認の中で夫やパートナーの育児協力体制の指導や個別相談に応じる。	-	健康推進課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
14	教育関係者等の意識啓発	9.教職員をはじめとする教育・保育関係者が、男女共同参画の意識を高めることができるよう、研修会等を開催し、啓発に努めます。	小中学校社会科担当者及び人権教育担当者研修会を実施し、教職員の人権教育に関する授業力向上と意識の啓発を図った。	研修会を活かし、人権担当者以外の職員の意識の高揚を図り実践につながる必要がある。	-	男女平等に関する発達段階に応じた生徒指導を全体的に押し進められるよう、引き続き研修会の充実を図るとともに、研修会への積極的な参加を継続して指導する。	-	学校教育課
			社会教育関係者の男女共同参画に関する理解を促進した。	研修等を利用し、理解の促進につなげられた。	-	職員、関係者の男女共同参画に関する研修等への積極的な参加を促し、より理解を深めるよう取り組む。	-	社会教育課

施策の方向2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 【30頁】

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
15	進路・就職指導の充実	10.児童、生徒が将来の進学や就職等についての多様な選択ができるよう、個性や能力を活かせるような指導の充実と相談体制の充実を推進します。 11.職場体験学習などの体験的な学習により、主体的に進路を選択する能力の育成を推進します。	こすもす科や特別活動による進路学習や、職場体験学習等の体験学習を通し、児童生徒の進路選択能力の育成を図った。また、キャリア教育支援事業を推進し、研究授業の実施やキャリア教育支援センターの活用により、各学校のキャリア教育の充実を図った。	各学校のキャリア教育がさらに充実するように、小林市教育研究センターによるキャリア教育に関する研究を推進し、各学校での実践化を図る必要がある。	2,099,546	小林市教育研究センターにおいて、キャリア教育の研究を進め、こすもす科によるキャリア教育や小林市キャリア教育支援センターを活用したキャリア教育について指導方法を確立し、各学校における、キャリア教育のさらなる充実を目指す。	2,100,000	学校教育課
16	エンパワメントのための女性教育・学習指導の充実	12.女性のエンパワメントのための研修会を開催し、情報提供や啓発を推進します。 13.県及び県男女共同参画センターが開催する講座等について、各施設や関係機関へのチラシを配布して周知します。	県及び県男女共同参画センターが開催する講座等について各施設や関係機関へのチラシの配布による周知に努めた。	多くの人に女性のエンパワメントを知ってもらうために、今後も周知活動を継続していく必要がある。	-	県及び県男女共同参画センターが開催する研修会・講座の情報等を関係機関へ提供する。	-	市民課
			生涯学習講座の募集を市報とチラシにより行い、生涯学習通信を発行し市民に雰囲気を感じてほしい。	講座を市報等で募集案内・周知し、多数参加していただいたが、年齢、男女の別問わずもっと参加いただけるよう参加促進に努めたい。	615,048	生涯学習講座の募集を市報、お知らせとともにチラシにより実施する。講座内容については、生涯学習通信を発行・配布し、講座についての周知を図る。多くの方に募集案内や通信を手にとり取っていただくよう工夫したい。	576,000	社会教育課

重点課題 1 - 3 男女の人権の尊重

施策の方向 1) 人権に関する意識の啓発 【34頁】

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
17	人権尊重 に対する 理解を深 めるため の取組み の推進	1.男女それぞれの人 権に関する講座や研 修を開催するととも に、各種媒体を活用 した広報・啓発活動 を推進推進します。 2.家庭教育支援の講 座への、男性の参加 促進を図ります。	<p>【人権啓発講演会】 「こころとこころがつながれば・・・」 令和2年2月16日(日) 場所 小林市文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 幸島 美智子氏(子育てアドバイザー) 演題 「インターネットと人権~ネット社会 における落とし穴 守りましょう、 子どもの人権」 参加人数 約100人</p>	<p>ポスター、チラシ、各団体への整理券 の送付を行ったが参加者が少なかった。 とても良い内容のある講演会であったた め、特に子育て世帯に届くとよい話で あった。</p>	374,956	<p>人権啓発講演会 「こころとこころがつながれば・・・」 期日 令和3年1月17日(日) 場所 小林市文化会館 内容 講演会 講師 金澤 泰子氏(書家) 講演会等を行い、人権意識の高揚に努め る。</p>	500,000	市民課
			<p>しあわせ学園、生きがい学級では、高齢者虐待 や聴覚障がい者の人権尊重の学習に取り組んだ。</p>	<p>人権や差別について知らなかったこと への気づき等もあり、より理解を深める ことができた。</p>	—	<p>「人権講座」を計画しており、「正しい ことを知ること」に重点を置いて、人権尊 重などについて学習する。</p>	—	社会教育課

施策の方向2) 男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり (34頁~35頁)

番号	具体的施策	取り組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
18	男女間における人権侵害を根絶するための基盤づくり	3.男女間における暴力が性差別に基づく人権侵害であることの認識を徹底するために、広く市民への意識啓発を推進します。	成人式や「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の期間を活用し、DV防止に向けた啓発に努めた。	広報への掲載・のぼりの掲出を行った。 また、成人式には成人式に出席したすべての成人者にデートDV啓発のパンフレットを配布した。	-	成人式や「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の期間を活用し、DV防止に向けた啓発に努める。	-	市民課
		4.広報紙や市のホームページ等を活用し、関係法令の周知を図ります。	第2次小林市男女共同参画基本計画に掲載した「小林市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」を広く市民に周知した。窓口においては、DVに関するパンフレットを配置し、市民に広く周知した。	特になし。	-	第2次小林市男女共同参画基本計画に掲載した「小林市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」を広く市民に周知する。窓口においては、DVに関するパンフレットを配置し、市民に広く周知する。 各種団体等との連携を図り、ポスター掲示やチラシ配布による周知に努める。	-	子育て支援課
		5.暴力に関する相談窓口について、広報紙や市のホームページ等を活用し、広く周知を図ります。	家庭教育学級や生きがい学級、しあわせ学園等の事業計画に人権学習の時間を盛り込み、人権尊重への意識啓発を図った。	人権学習をとおして参加者の人権に対する意識を向上させることにつながった。	-	家庭教育学級や生きがい学級、しあわせ学園などの事業で人権学習を取り入れ、意識の啓発を図る。	-	社会教育課
		6.各種団体と連携した活動を推進します。	ポスター掲示により周知を図った。	市の機関での広報等で周知を図ることができた。	-	各種団体と連携し、ポスター掲示などにより周知を図る。	-	商工観光課
		7.各種団体等との連携を図り、ポスター掲示、チラシ配布による周知に努めます。			-		-	
19	夫・パートナーからの暴力への対策の推進	8.「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の期間を活用し、講座や講演会の開催など、あらゆる機会を通じて、DV該当行為の周知徹底とDV防止に向けた啓発に努めます。	成人式や「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の期間を活用し、DV防止に向けた啓発に努めた。	広報への掲載・ポスターの掲示を行った。 また、成人式には成人式に出席したすべての成人者にデートDV啓発のパンフレットを配布した。	-	成人式や「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の期間を活用し、DV防止に向けた啓発に努める。	-	市民課 長寿介護課
		9.相談体制の充実や問題解決のために、関係各課や関係機関の連携・協力体制の強化を進めます。 10.安全確保のために関係機関と連携し、被害者に対する支援の充実を図ります。 11.警察署、地区防犯協会等と連携し、防犯パトロール・防犯キャンペーンや関係機関の会議等を行います。	小林警察署及び宮崎県女性相談所と連携して相談体制の充実に努めた。	特になし。	-	小林警察署、宮崎県女性相談所、児童相談所ほか関係機関と連携して相談体制の充実に努めていく。	-	子育て支援課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
20	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	12.事業所に対する講座の開催やパンフレット配布など、あらゆる手段を通じてセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発に努めます。	小林市人権同和問題啓発推進協議会を通じ、人権啓発の一環として、職場での人権研修開催を依頼した。 実績 8事業所・団体	全ての事業所での取り組みが難しいため、広報紙等を通じて、取組む必要がある。	-	小林市人権同和問題啓発推進協議会を通じ県等の情報誌の配付を行う。	-	市民課
		13.男女雇用機会均等法といった、職場における関係法令の周知に努めます。	採用16年目から19年目職員を対象とした、セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメント研修を実施した。	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた意識の向上を図ることができた。今後も継続してハラスメント研修を行う必要がある。	187,940	引き続きハラスメント研修を実施し、職員の啓発を図るとともに、相談しやすい環境整備に努める。	191,100	総務課
		14.女性が相談しやすいように、一定の専門的知識をもった女性相談員の配置に努めるとともに、関係機関の連携を図ります。	セクシュアル・ハラスメントや労働相談窓口の案内、セクシュアル・ハラスメント防止対策セミナーについて、ホームページや市広報に掲載し、周知を図った。	相談窓口を案内することにより、被害者の方が相談出来る場所が確保される。また、職場が率先してセクシュアル・ハラスメント防止対策セミナーを受講する事によって、再度認識を図り、未然防止へと繋がられる。	-	男女雇用機会均等法に関するポスターの掲示や、チラシの配布、セクシュアル・ハラスメントや労働相談窓口の案内、セクシュアル・ハラスメント防止対策セミナーについて、周知を図る。	-	商工観光課
		15.セクシュアル・ハラスメント防止のために、相談員を配置して適切な対応を図るとともに、学校関係者に向けた研修会等の実施を推進します。	管理職を中心とした教職員の服務研修を実施し、意識の向上を図った。	各学校において、計画的な研修が実施されているかを把握し、必要に応じて指導等をしていく。	-	引き続き、セクハラ相談体制・研修を充実させつつ、服務規律に係る研修等を活かし全教職員へのセクハラ意識向上を図る。併せて、管理職を対象とした研修を充実させる。	-	学校教育課
		16.職員への啓発を図るとともに、相談しやすい環境整備に努めます。						
21	法令や条約の周知	17.性別に関らず、市民が女性の権利に関して正しい知識を持つことができるように、女性の権利に関する法令や条約に関する情報の周知に努めます。	窓口にパンフレットやチラシを設置し周知に努めた。	-	-	講座を通して、パンフレット等の配布を行い周知に努める。また、男女共同参画週間(6/23-6/29)にてパネルや資料の展示を行い周知を図る。	-	市民課

施策の方向3) 被害者の保護・支援体制の充実 [36頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
22	被害者への相談・支援体制の充実	18.各種人権問題の窓口を充実します。 19.被害にあった場合に速やかに相談ができるよう、相談体制の充実に努めます。 20.広報紙や市のホームページ、パンフレットにより、DVやDV防止法、相談窓口に関する情報を幅広く提供します。 21.小林警察署や県女性相談所、県男女共同参画センター等の関係機関との連携を図り、相談・支援体制の充実に努めます。	広報紙等で相談窓口(人権・行政・なやみごと相談)の周知徹底を図った。 令和元年度実績 63件	人権・行政・なやみごと相談として、毎月小林地区3回、須木地区1回、野尻地区1回実施した。(対応は、人権擁護委員、行政相談委員)	925,722	人権・行政・なやみごと相談として毎月5回相談日を設けて、人権擁護委員、行政相談委員が相談会を行う。周知は広報紙で毎月行う。	938,000	市民課
			小林警察署及び宮崎県女性相談所と連携して相談体制の充実に努めた。 DVやDV防止に関する情報について、広報誌やホームページ等で広く市民に周知した。	特になし。	-	小林警察署、宮崎県女性相談所、児童相談所ほか関係機関と連携して相談体制の充実に努めていく。 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう行為(面前DV)が児童虐待(心理的虐待)にあたることを、広報誌等で周知する。 DVやDV防止に関する情報について、広報誌やホームページ等で広く市民に周知していく。	-	子育て支援課
			子からの暴力の相談1件であった。また、被保護者世帯のDV避難1件を行った。	子育て支援課、警察署と情報共有、連携強化等の支援体制の充実に努めることができた。緊急時の避難場所の確保が難しい。	-	子育て支援課、警察署、女性相談所と情報の共有を図り連携して支援を行っていく。	-	福祉課
			各関係機関との連携を図り、高齢者虐待の相談に対応した。	関係機関にパンフレットを配布し、周知を行った。	-	高齢者虐待について、虐待する側が虐待であると認識していないケースもあり、第三者の目というものが大切になっている。疑わしいと感じた時点で窓口等を相談できるような体制づくりと周知を行っていく。	-	長寿介護課
			関係機関と連携を図りながら、被害者への相談・支援の充実に図った。	緊急一時保護はなし。	-	関係機関と連携を図りながら、被害者への相談・支援の充実に図る。	-	管財課
			患者相談窓口を設置し、メディカルソーシャルワーカーを中心に患者の相談に応じている。また、相談内容に応じて適切な回答を行うことや、多職種が連携して問題解決ができるよう毎週1回、関係部署の代表と会議を行った。	相談件数 0件	-	令和2年度も継続実施	-	市立病院

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
23	被害者の安全確保体制の充実	22.安全確保のために関係機関と連携し、被害者に対する支援の充実を図ります。 23.地域医療連携室に配置されたメディカルソーシャルワーカーと本庁等の救済機関との連携強化を図ります。	県女性相談所と連携し、シェルターによる一時保護ができる体制を整えた。幸い、保護を要する事例はなかった。	迅速に対応することが出来るよう今後も関係機関との連携を図っていく。	-	県警が主催する関係機関との意見交換会に参加し、情報共有を行い広域でのシェルター設置について協議を行う。	-	市民課
			女性相談所などの関係機関と連携を図った。	特になし。	-	女性相談所・児童相談所などの関係機関と連携を図っていく。	-	子育て支援課
			取組みなし		-	計画なし	-	福祉課
			身体的・経済的虐待等により、やむを得ない措置による保護を実施できるよう関係機関との連携を図った。	意思能力が乏しく親族等がいない方を緊急的に措置した。 認知症(1名)経済的理由(1名)	787,818	緊急的な保護が必要な場合は、随時対応していく。	2,000,000	長寿介護課
			関係機関と連携を図りながら、被害者への相談・支援の充実を図った。	緊急一時保護はなし。	-	関係機関と連携を図りながら、被害者への相談・支援の充実を図る。	-	管財課
			患者、患者家族の身に危険が及ぶような事案については、メディカルソーシャルワーカーと事務部が連携し、各救済機関(警察・行政機関等)との連携に努めた。	患者相談窓口へ相談はないものの、当院での診療時にメディカルソーシャルワーカーが面談等で介入することで早期介入に努めることができた。	-	令和2年度も継続実施	-	市立病院
24	生活基盤を整えるための支援	24.被害者の生活を保護するために、貸付け等による経済的支援を行います。 25.市営住宅の入居抽選において、優先入居制度を用いて、被害者への支援を図ります。 26.国・県・関係機関との連携により、就労を支援します。	支援のための予算を組んでいないため、貸付等は行っていない。	貸付金の検討が必要。	-	緊急の場合でも対応できるよう、日頃から関係課等と情報交換をするなどして連携を図るよう努める。	-	市民課
			女性相談所などの関係機関と連携を図った。	特になし。	-	女性相談所・児童相談所などの関係機関と連携を図っていく。	-	子育て支援課
			23名の被保護者に対し就労支援をおこなった。	23名の内14名が就労を開始した。いったん就労を開始しても長続きしないなどの問題点がある。	1,996,777	就労支援相談専門員とハローワークとの連携により被保護者の就労自立に向けた支援を行っていく。また、就労の定着支援も行っていく。	2,370,000	福祉課
			優先入居制度を継続するとともに、関係機関と連携を図りながら、被害者の受け入れ体制の充実に努めた。	優先入居制度によるDV被害者の市営住宅等への受け入れはなし。	-	関係機関との連携を図りながら、被害者への相談・支援の充実を図る。	-	管財課

施策の方向4) 生涯を通じた女性の健康支援 [37頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
25	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	27.母子健康手帳交付時の健康相談や乳幼児健康診査等で情報提供を行い、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の意識付けや周知を推進します。	母子健康手帳交付時の保健指導、妊婦、乳幼児健診等でのフォローを行い、各種母子保健事業を通して安心した子育てできる環境づくりに努めた。また、中学生を対象として赤ちゃんふれあい体験を実施し4名の参加があった。	それぞれ意識があっても、個人差があり、男女間での意識の差が大きい。		母子健康手帳交付時の保健指導、妊婦、乳幼児健診等でのフォローを行い、各種母子保健事業を通して安心した子育てできる環境づくりに努める。また、継続して性に関する正しい知識の普及・啓発に取り組む。		健康推進課
		28.性に関する正しい知識を浸透させるために、各種セミナーを開催し啓発と情報提供に努めます。						
		29.各学校において、全ての教育活動を通して、発達段階に応じた性に関する指導を行います。	各学校において、発達段階に応じた性に関する教育を着実に行うよう、学校訪問を通じて指導・助言を行った。	系統的な指導が推進されるよう、小学校と中学校とが連携し、指導を実践していく必要がある。		性に関する指導が系統的に行われるよう、各学校と連携するとともに、指導の充実が図られるよう各学校の指導を支援していく。		学校教育課
		30.医療機関等との連携体制の整備を図りながら、心身ともに健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、性に関する教育を推進します。	家庭教育学級で、女性の健康に関する学習や親子の活動を実施した。	各学級ごとに講座の内容を工夫して取り組めた。		家庭教育学級で、性に関する講座を開設し、親子での参加を求めていく。		社会教育課
		31.家庭教育学級において、今後も継続して、学習内容を工夫しながら女性の健康に関する学習を行います。						
26	生涯を通じた健康の管理・保持増進対策の推進	32.妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供に努めます。	母子健康手帳交付時の保健指導、妊婦、乳幼児健診等でのフォローを行い、各種母子保健事業を通して安心した子育てできる環境づくりに努めた。また、青年期から高齢者までそれぞれのライフステージに合わせ、機会を捉えて健康管理の必要性等について普及・啓発を行った。	環境の変化に応じたサービスに結びつくような啓発が今後とも必要である。		妊婦健診については全額公費負担とし14枚の助成券及び妊婦子宮頸がん検診助成券、産婦健康診査助成券2枚を配布し母体や胎児期からの健康管理を行っていく。 また、各種健(検)診日開催数の増加、受診者の事後指導の充実、健康相談、健康教育の内容充実を図る。また、青年期、子育て期、中高年期とライフステージに合わせた相談や健康教育の場を定期的に提供し、内容充実を図る。H28年度より女性特有の乳がん・子宮がん検診のクーポン券の対象年齢の拡大を図り検診を受けやすい環境づくりを行う。		健康推進課
		33.ライフステージに応じた健康管理ができるよう、指導につとめます。	健診結果を踏まえた相談や、各種健康教育、健康相談を実施し、必要に応じて訪問指導を行った。	よりきめ細かいサービスが求められており、事業の周知、啓発が必要である。		健診結果を踏まえた相談や、各種健康教育、健康相談を実施し、必要に応じて訪問指導を行う。また、各種健(検)診開催日数の増加、受診者の事後指導の充実、健康相談、健康教育の内容充実を図る。		
		34.女性特有の健康問題に対応するために、相談体制の充実や専門相談員の養成を推進します。						
		35.女性特有の乳がん、子宮がん検診のクーポン券の対象年齢の拡大を図り、検診を受けやすい環境づくりを継続して行います。						
		36.成人期、高齢期の健康づくりを支援します。						

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
27	女性の健康を脅かす問題への対策の推進	37.喫煙や飲酒が及ぼす悪影響についての情報提供を推進します。	関係機関より配布されたポスターの掲示を実施した。 母子手帳発行時、喫煙・飲酒歴の聞き取り調査をしながら影響について情報提供を行った。	市の機関でのポスター掲示で周知を図ることができた。	-	乳幼児健康診査の中で、喫煙・飲酒歴の調査を行う。同時に喫煙の影響や分煙について普及啓発を図る。 各機関からの配布ポスターの掲示を行なう。	-	健康推進課
		38.受動喫煙防止のために、禁煙・分煙対策についての啓発活動を推進します。	性にに関する教育と合わせ、薬物などの健康被害などの教育についても充実させるよう努めた。	すべての学校で薬物乱用防止教室等を実施できた。内容の充実を図る必要がある。	-	性にに関する教育と合わせ、警察等の外部講師を活用し薬物乱用防止などの教育も充実させるよう継続して学校に指導助言を行う。	-	学校教育課

施策の方向5) メディアにおける男女の人権の尊重 (38頁)

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
28	女性の人権を尊重した表現への取組みの促進	40.市の刊行物や庁内各課において作成配布される印刷物などにおいて、性差別助長につながる表現に努め、研修等による職員の意識啓発を進めます。	各課に人権を侵害する表現についての配慮を呼びかけた。併せて、各庁舎のロビーに啓発資料を展示し人権意識の高揚に努めた。	立ち止まり、ポスターや作文を眺めたり、パンフレットを手に取る姿が見られ、人権について考える良い機会になった。	-	事業名 いきいきふれあいリレー啓発展 時 期 令和2年10月30日～11月11日 内 容 本庁、須木庁舎、野尻庁舎のロビーに人権啓発関係の資料やパネルを展示し、来庁者に啓発を行う。	-	市民課
		41.性の商品化や暴力表現といった女性の人権を侵害するような風潮をなくすために、啓発と有害環境の浄化に努めます。	関係課と連携し、女性の人権を尊重する取組みを推進した。 ブリリアント(県男女共同参画センター発行の男女共同参画に関する情報誌)を各課及び関係機関へ配布した。	ブリリアント(情報誌)を関係機関に設置することで、多くの人に配布することができた。	-	ブリリアント(県男女共同参画センター発行の男女共同参画に関する情報誌)を各課及び関係機関へ配布した。	-	市民課
		42.有害図書、有害ビデオ等の規制を推進します。	青少年育成市民会議と連携し、女性の人権を尊重する取組みを推進します。	性や女性の人権についての啓発が足りなかった。	-	継続して環境浄化や女性の人権尊重の啓発活動に努める。	-	社会教育課
		43.青少年育成市民会議と連携し、女性の人権を尊重する取組みを推進します。	青少年育成市民会議各支部で見守り活動を行った。県や警察署と連携して、有害図書販売機等の立ち入り調査や書店の見回り活動を行った。	講演会等参加者が少なかったため、あらゆる機会での情報提供に努める。	-	講演会、県情報誌(ブリリアント)を配付し情報提供に努める。 小林市人権同和問題啓発推進協議会を通じての情報提供も行う。	-	市民課
29	メディア・リテラシー向上のための広報・啓発活動の促進	44.県子ども家庭課、小林警察署と連携し、有害図書、有害ビデオ等の規制を推進します。	講演会、県情報誌(ブリリアント)等を活用し情報提供に努めた。	講演会等参加者が少なかったため、あらゆる機会での情報提供に努める。	-	講演会、県情報誌(ブリリアント)を配付し情報提供に努める。 小林市人権同和問題啓発推進協議会を通じての情報提供も行う。	-	市民課

施策の方向6) 多様な性への理解促進

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
30	性的少数者(LGBT等)に対する市民及び市職員の理解促進	47.性的少数者(LGBT等)に対する理解を深め、多様性を尊重することを目的に、講演会等を通して、市民及び市職員の理解促進を図る。	事業所等においても、性的少数者への理解が深まるように研修会等の開催を依頼して、小林高校、小林市ボランティア連絡協議会、地域包括支援センターが実施された。	「LGBT(性的少数者)の方々への理解」をさらに深め、差別や偏見の無い社会の実現のために、深く考えるよい機会になった。	-	事業所等においても、性的少数者への理解が深まるように、研修会等の開催を依頼する。 また、県内で開催される啓発イベントや情報誌等の配付に努める。	-	市民課
31	性的少数者(LGBT等)への理解促進のための啓発・教育	48.性的少数者(LGBT等)への理解促進のため、広報等を通して広く啓発・教育を行う。	各学校で、性的少数者(LGBT等)について、教職員や児童生徒を対象に研修・啓発を行った。	性的少数者について、徐々に理解されている。	-	事業所等においても、性的少数者への理解が深まるように、研修会等の開催を依頼する。 また、県内で開催される啓発イベントや情報誌の配布に努める。 今後も各学校において、研修・啓発に努める。	-	市民課 学校教育課
32	市の手続き等における配慮	49.市例規及び要綱の様式の見直しを行い、 unnecessaryな性別記入欄については、設定しないなど配慮をする。	平成30年度に市で取り扱う性別記入欄のある申請書については調査し、 unnecessaryな性別記入欄については、削除を行った。	特になし	-	新たに作成する申請書についても、性別記入欄基本方針に基づき配慮していく。	-	市民課 全課

基本目標 2 男女がともに個性と能力を発揮できる就業環境づくり

重点課題2-1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向1) 雇用の場における男女間格差解消のための環境整備 [41頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課	
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)		
33	① 男女雇用機会均等法の履行確保	1.様々な媒体を活用して、雇用者及び被雇用者双方に対して、男女雇用機会均等法といった各種法律についての周知・啓発を推進します。	男女労働者間に生じる差の解消を図る取組みとして、個々の企業が行う、自主的かつ積極的な取組みである、ポジティブ・アクション及び市内の取組企業について市ホームページ等により周知を行った。	市ホームページ等で周知を図ることができ、実際にポジティブ・アクションに取組む市内企業をホームページに掲載することで、企業へ感化を促した		—	ポジティブ・アクションの情報提供及び取組を行っている市内企業について、市ホームページへ掲載する。	—	商工観光課
34	② セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底	2.事業者向けのセミナーや講座の情報提供を行い、事業者へのセクハラ防止に関する啓発活動を推進します。	セクシュアル・ハラスメント防止対策セミナーについて、ホームページや市広報等に掲載し、周知を図った。	職場が率先してセクシュアル・ハラスメント防止対策セミナーを受講する事によって、再度認識を図り、未然防止へと繋げられる。		—	セクシュアル・ハラスメント防止対策セミナーについて、ホームページや市広報等に掲載し、周知を図る。	—	商工観光課
35	③ 事業所における女性の能力発揮のための積極的改善措置の促進	3.女性の意思決定の場への参画機会が拡大されるよう、ポジティブ・アクションについての優良事例や導入方法に関する情報提供を行い、取組みの促進に努めます。	ポジティブ・アクションの取組を行っている市内企業について、市ホームページに掲載した。	市ホームページ等で周知を図ることができ、実際にポジティブ・アクションに取組む市内企業をホームページに掲載することで、企業へ感化を促した。		—	国、県より案内のあるセミナーのポスターの掲示、チラシの配布により周知を図る。ポジティブ・アクションの取組を行っている市内企業について、市ホームページへ掲載する。	—	商工観光課

施策の方向2) 女性労働者の就業能力の取得・向上と就労の支援 [41頁~42頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課	
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)		
36	① 在職中の女性に対する能力習得・向上等の支援	4.職業能力の習得・向上、職域拡大のための講座を実施するとともに、情報提供に努めます。	中小企業大学校及び小林職業訓練校より送られてくる講座案内及びのポスター掲示、チラシ配布及びによる周知を図った。	市の機関での広報等で周知を図ることができ、講座受講促進へ繋げた。		—	中小企業大学校及び小林職業訓練校より送られてくる講座案内のポスター掲示、チラシ配布による周知から、講座の受講促進へ繋げ、女性の活躍の場を広げる。	—	商工観光課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
37	② 育児、介護等により退職した女性に対する支援	5. 講座の紹介、関係機関への仲介、各種支援制度に関する情報など、様々な媒体を活用して総合的に情報の提供を行います。 6. 職業訓練等を通じて、就業を希望する女性が職業能力を開発するための支援を推進します。	国・県等より送られてくる情報を市の広報に掲載するなどして周知を図った。 また、ハローワークより毎月提送られてくる、求人情報を窓口等にて配布した。	市の機関での広報等で周知を図ることができた。	—	国・県及びハローワーク等から送られてくる情報を市の広報に掲載するなどして周知を図る。	—	商工観光課
38	③ 女性のチャレンジ支援	7. 県及び県男女共同参画センターが主催する女性のチャレンジに関する講座、セミナーについて、チラシ等により広報を行います。	県及び県男女共同参画センターが開催する女性のチャレンジに関する講座・セミナーの案内チラシ等で周知を図った。	チラシを配布したことで、来庁した市民への周知が図られた。	—	前年度に引き続き、県及び県男女共同参画センターの講演等に関するチラシの配布を行い、広報・周知に努める。	—	市民課
		8. 女性の各種チャレンジ支援のために、様々な情報提供や啓発を積極的かつ効果的に実施します。 9. 関係機関や団体との連携を強化し、チャレンジ支援に関する情報提供を推進します。	県及び各種団体が行っている、女性の各種チャレンジ支援のための様々な情報提供、講座、セミナー開催について周知を行った。	セミナー受講へ繋げることにより、多様な働き方、職場への働き方改革に繋がりが、育児出産を経た女性のキャリア・プランニングや職場改善が図られる。	—	県及び各種団体が行っている、女性の各種チャレンジ支援のための様々な情報提供、講座、セミナー開催について周知を行う。	—	商工観光課

施策の方向3) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援 [42頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
39	① 多様な就業形態に応じた支援の充実	10. フレックスタイムやワークシェアリング、在宅就労、労働時間の短縮など多様な働き方の実現に向け、情報紙やホームページなどにより関係法令などの情報提供を行い、意識啓発や周知をおこないます。 11. 各種団体との連携を強化し、ポスター掲示やチラシ配布による周知に努めます。	多様な働き方、働き方改革について、関係法令やセミナー開催の周知をチラシ配布や市広報、ホームページにより行った。	周知により職場づくりのための普及・啓発に繋がった。	—	多様な働き方、働き方改革について、関係法令やセミナーの周知をチラシ配布や市広報、ホームページにより行う。	—	商工観光課

重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

施策の方向1) 男女共同参画の推進 [43頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課	
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)		
40	① 農業・商工業に残る慣習の見直し	1.家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を推進します。	実績なし			— セミナー・研修に関する案内等情報収集を図り、ホームページ等で周知を図る。	—	商工観光課	
		2.講演会等への参加を促進し、地域慣習やしきたりの見直しを進めるための啓発活動の充実に努めます。	各種講演会等への積極的な参加を促し、慣習を見直すきっかけに繋げた。 県、県が主催するセミナーに参加した。	セミナー等に参加することにより、女性が外に出ることや、固定的な役割の見直しへの理解が得られてきている。		—	引き続き講演会等への積極的な参加を促し、慣習を見直す機会の提供と、啓発活動を推進していく。	—	農業振興課
		3.各種講座、セミナー等の情報提供を継続的に行い、男女共同参画に関する学習機会の拡大を図ります。	県が主催するアグリ★バースタッフセミナーに参加 ・開催日：R01.6.27~R01.9.26 ・毎月1回開催（参加者数 延べ2名） ・開催場所：普及センター	女性農業者の資質の向上が図られた。		—	女性農業委員、女性農地利用最適化推進委員として、そして西諸県地区農村女性会議の委員として、農村女性の活躍しやすい環境づくりに努める。	—	農業委員会
41	② 固定的な役割分担意識の是正	4.共同経営者としてお互いを対等なパートナーとして認め合い、経営と生活の両面で相互協力し合える関係づくりを推進するため、広報紙やホームページなどで情報提供や啓発活動に努めます。	仕事と家庭の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等について、チラシ配布やホームページによる周知を図った。	市の機関での広報等で周知を図ることができた。		—	セミナー・研修に関する案内等情報収集を図り、ホームページ等で周知を図る。	—	商工観光課
		家族の女性地位向上や役割分担、就業条件を明確に確認していくため、家族経営協定締結のさらなる推進に努めた。	新規に家族経営協定を4件締結した。 (うち39歳以下は1件)			—	家族の女性地位向上や役割分担、就業条件を明確に確認していくため、家族経営協定締結のさらなる推進を図る。	—	農業委員会

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
42	③ 女性就業者の自立を支援する環境整備	5.女性経営者が十分に能力を発揮できるよう、関連団体が行う女性の経営能力向上に関するセミナーや交流会等について、積極的に情報提供を行います。 6.ヘルパー組合への助成を行い、女性農業者への環境整備を整え、女性の様々な活動への参加を支援します。 7. JA女性部と連携し、女性農業者の健康管理を支援します。 8.農業部門や商工会議所女性部と連携し、商工業に携わる女性が、農商工連携や6次産業化等へ進出できるよう、セミナー等開催について積極的に情報提供を行います。	女性経営者が十分に能力を発揮できるよう経営能力向上に関するセミナーや交流会等について、継続的に情報提供を行った。	情報提供を行うことにより、セミナー等へ女性が参加することで、経営能力向上意識が高まりつつある。	—	女性経営者が十分に能力を発揮できるよう経営能力向上に関するセミナーや交流会等について、継続的に情報提供を行う。	—	農業振興課
			ヘルパー組合への助成を行うことにより、女性農業者への環境整備を整え、様々な活動への参加を支援した。 ・西諸県地域酪農ヘルパー利用組合負担金 587,750円 ・和牛ヘルパー組合運営費補助 1,000,000円 合計 1,587,750円	家畜の運搬・飼養管理の支援を行い、労働力の軽減が図られ、地域活動参加への機会の増加につながった。	1,587,750	ヘルパー組合への助成を行い、女性農業者への環境整備を整え様々な活動への参加を支援する。 ・西諸県地域酪農ヘルパー利用組合負担金 575,141円 ・和牛ヘルパー組合運営費補助 1,000,000円 合計 1,575,141円	1,575,141	畜産課
			JAのがん検診の助成事業への協力を実施した。更にJA各支所にがん検診PRののぼり旗を設置し啓発活動を行った。	単独の開催は、集客が難しい。	—	各種健（検）診のPR、JA女性部助成金の紹介を行うとともに、JAと連携しながら、事後指導の充実、健康相談、健康教育の内容充実を図る。	—	健康推進課
			各種イベント（秋祭り・市民体育大会等）において、特定健康診査・各種がん検診・こころの健康のPR活動を行った。	健康指導等と組み合わせて勧奨活動を行うことにより健診に対する認識や健康状態を把握することが出来るとともに、健診の重要性を動機付けすることが出来た。	—	各種イベントや地域の祭り等において、特定健診・各種がん検診等のPR活動を行う。	—	健康推進課
			チラシ配布やホームページによる周知を図った。	広報による周知を図ることができた。	—	セミナーの開催案内や情報の提供を図る。	—	商工観光課

施策の方向2) 女性の就業条件及び環境の整備 [44頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課	
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)		
43	① 家族経営協定締結・認定農業者制度の推進	9.女性農業者が活躍できる環境づくりとして、家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及を推進します。 10.女性認定農業者数の増加を図るため、認定農業者制度の周知を推進します。	認定農業者会は、10の支部を中心に活動を実施し、各支部ごとの視察研修や各種講座、講演会(西諸県農林振興局主催)を継続的に行うとともに、女性認定農業者数の増加を図るため、認定農業者制度の周知を推進した。	認定農業者数657名(うち女性54名) 高齢化による規模縮小や酪農等の理由で再認定(更新)をしないで減少はあるものの、過去に期間満了で更新しない農家への呼びかけ等により、再度認定農業者になっていただく農家が増えたため、若干の増加につながった。	300,000	各支部(10支部)ごとの視察研修や各種講座、講演会(西諸県農林振興局主催)を継続的に行うとともに、女性認定農業者数の増加を図るため、認定農業者制度の周知をさらに推進する。	300,000	農業振興課	
			家族の女性地位向上や役割分担、就業条件を明確に確認していくため、家族経営協定締結のさらなる推進に努めた。	新規に家族経営協定を4件締結した。(うち39歳以下は1件)	—	家族の女性地位向上や役割分担、就業条件を明確に確認していくため、家族経営協定締結のさらなる推進を図る。	—	農業委員会	
44	② 技術・経営管理能力の向上	11.女性の技術、経営管理能力の向上を目指し、継続的に意見交換会、交流会、研修会等への参加を促します。 12.畜産振興会連合会から女性部への活動費を助成し、研修等の支援を行い、技術・経営能力の向上に努めます。	県や各種団体と連携し、職業訓練校の案内、経営管理能力の向上を目指した意見交換会、交流会、研修会、セミナー等ポスター掲示やチラシ配布、市広報及びホームページ掲載により周知を図った。	各種イベントへの継続的な参加を促すことにより、職場は女性活躍推進へ、個人はキャリアアップへの意欲向上に繋がる。	—	県や各種団体と連携し、職業訓練校の案内、経営管理能力の向上を目指した意見交換会、交流会、研修会等ポスター掲示やチラシ配布、市広報及びホームページ掲載により周知を図る。	—	—	商工観光課
			西諸県地区農村女性アドバイザーOG会「でこんの花」が行う、交流会や勉強会等の自主活動に対する支援を行った。	定期的に意見交換会等を開催し、講演会等に参加することで、女性の技術向上につながった。	—	農業施策・方針決定過程への女性参画の拡大、女性農業者の地位の向上を目指し、積極的に女性の社会参画を推進していく。	—	農業振興課	
			和牛および酪農の各女性部に対して運営費の助成を行い、技術・経営能力の向上に努めた。	和牛および酪農の各女性部に対して運営費の助成を行い、技術・経営能力の向上に努めた。	200,000	女性部へ活動費の助成を行い、また、研修会等の開催により技術・経営能力の向上に努める。	200,000	畜産課	
			貸付事業の積極的な活用を促進し、経営能力の向上を図った。	貸付事業の積極的な活用を促進し、経営能力の向上を図った。	378,002,000	農家戸数の減少に伴い飼養頭数は減少傾向にあるが、本貸付事業の積極的な活用を促進し、経営能力の向上を図る。	388,104,000		

施策の方向3) 農業・商工関係団体への女性の参画拡大 [44頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
45	① 女性の能力が発揮できる環境づくりと条件整備	13.農業施策・方針決定過程への女性参画の拡大し、女性農業者の地位の向上や共同経営参画の推進を行うとともに、女性委員としての活動強化を図ります。	実績なし			— 各種団体と連携し、ポスター掲示やチラシ配布により周知を図る。		— 商工観光課
			農業施策・方針決定過程への女性参画の拡大、女性農業者の地位の向上を目指し、積極的に女性の社会参画を推進した。	各地域の集落営農組織等において、役員への就任など少しずつ女性参画が推進されている。		— 農業施策・方針決定過程への女性参画の拡大、女性農業者の地位の向上を目指し、積極的に女性の社会参画を推進していく。		— 農業振興課
			女性農業委員、女性農地利用最適化推進委員による各種会議等への参画強化に努めた。	女性農業委員2人、女性農地利用最適化推進委員3名が積極的に会議・研修会に参加した。		— 女性農業委員、女性農地利用最適化推進委員による各種会議等への参画強化を図る。		— 農業委員会
46	② 活力ある農業・商工業の実現に向けた男女共同参画の推進	14.女性農業者グループの育成につながるよう、情報提供や様々な世代との交流の支援を図ります。	実績なし			— 各種団体と連携し、ポスター掲示やチラシ配布により周知を図る。		— 商工観光課
			女性農業者グループの育成につながるよう情報提供や交流支援を図った。	農村女性アドバイザーOG会「でこの花」の活動支援を継続的に行っている。		— 引き続き、女性農業者グループの育成につながるよう情報提供や交流支援を図る。		— 農業振興課
			普及センター・県農業会議やJA団体との積極的な交流を行った。	女性の立場からの農業情勢に関する意見交換ができる。		— 関係商工団体への女性農業委員と女性農地利用最適化推進委員の参画による交流支援を行う。		— 農業委員会

重点課題2-3 仕事と生活の調和の推進

施策の方向1) 家庭や企業における仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 [47頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
47	① ワーク・ライフ・バランス実現のための広報啓発活動の促進	1.ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及に向けて、各種媒体を活用して意識啓発を推進します。	講演会、県情報誌(ブリリアント)等を活用し情報提供に努めた。	講演会だけでなく、広報紙を活用した啓発等も必要。		講演会、県情報誌(ブリリアント)等を活用し情報提供に努める。 ホームページ上にも掲載する。		市民課
		2.仕事や家庭を考える月間(10月)では、様々な啓発事業を重点的に行います。	結婚・妊娠・出産・子育て等に希望がもてる暮らしの豊かさ日本一を実現するため、仕事と家庭の両立と心豊かに子育てができる社会の実現を目指して、みやざき「イクボス宣言」を行った。	特になし		仕事と家庭の両立と心豊かに子育てができる社会の実現を目指し、情報や制度の周知を行う。		子育て支援課
		3.毎月19日を「育児の日」とし、市民全体で子育て支援に取り組む日として、地域や職場等に広く啓発していきます。	仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等及び、「多様な働き方」に係る各種セミナーについて、チラシ配布や市広報、ホームページによる周知を図った。	制度や働き方について周知を図ることが出来た。		仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等及び、「多様な働き方」に係る各種セミナーについて、チラシ配布や市広報、ホームページによる周知を図る。		商工観光課
48	② 仕事と育児・介護の両立に法律・制度の周知の推進	4.母子健康手帳交付時健康相談や乳幼児健診、各種健康相談を通して、育児・介護休業制度や職場復帰後の両立制度に関する情報提供を行います。	子育て支援に関する事項をまとめた「小林市子育ておうえんBOOK」を作成した。	特になし		元年度中に作成した「小林市子育ておうえんBOOK」を窓口や機会のあるごとに配布する。		子育て支援課
		5.母子健康手帳交付時健康相談や乳幼児健診、各種健康相談を通して育児・介護に関する情報の提供を行います。	仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等及び、「多様な働き方」に係る各種セミナーについて、チラシ配布や市広報、ホームページによる周知を図った。	制度や働き方について周知を図ることが出来た。		仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等及び、「多様な働き方」に係る各種セミナーについて、チラシ配布や市広報、ホームページによる周知を図る。		商工観光課
49	③特定事業主行動計画に基づく取組の推進	7.特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。	30代の女性職員を対象とした女性職員活躍推進セミナーを実施した。	女性職員が不安や悩みを共有しながら、将来のキャリアについて考え、自分らしく能力発揮しようとする意欲向上につながった。		職員がキャリアについて考え、不安や悩みを共有しながら働きやすい職場づくりを推進するため、男女合同でのキャリアデザイン研修を実施する。		総務課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
50	④女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の推進のための企業への啓発・支援	8.企業経営者に対する働き方改革等に関する普及・啓発を行うとともに、労働者300人以下の企業を対象に、女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画策定の支援に努めます。	一般事業主行動計画を策定し、一定基準を満たした企業が認定を受けることができる「くのみん認定」について、市ホームページで周知を行った。	関係機関と連携し、継続して周知を行い、制度の啓発・支援を強化していく必要がある。		関係機関と連携し、各事業所に対し、一般事業主行動計画策定についての資料や情報提供を行う。		商工観光課 市民課

施策の方向2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 [47頁~49頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
51	①ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの推進	9.ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及に向けた、企業・団体への意識啓発に努めます。 10.市ホームページや地区民生委員などを通じて、相談体制の情報を提供します。	講演会、県情報誌(プリリアント)等を活用し情報提供に努めた。	講演会だけでなく、広報紙を活用した啓発等も必要。		講演会、県情報誌(プリリアント)等を活用し情報提供に努める。 ホームページ上にも掲載する。		市民課
			結婚・妊娠・出産・子育て等に希望がもてる暮らしの豊かさ日本一を実現するため、仕事と家庭の両立と心豊かに子育てができる社会の実現を目指して、みやざき「イクボス宣言」を行った。	特になし		仕事と家庭の両立と心豊かに子育てができる社会の実現を目指し、情報や制度の周知を行う。		子育て支援課
			仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等及び、「多様な働き方」に係る各種セミナーについて、チラシ配布や市広報、ホームページによる周知を図った。	制度や働き方について周知を図ることが出来た。		仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等及び、「多様な働き方」に係る各種セミナーについて、チラシ配布や市広報、ホームページによる周知を図る。		商工観光課
52	②男性の育児・介護への参画の推進	11.男性の育児休暇取得の促進や、家庭と仕事の両立を支援するため、男性の家庭への参画について、企業に対する啓発を推進します。 12.労働時間や雇用形態といった働き方の見直しや職場環境の改善を促進し、仕事と家庭の両立がしやすい環境づくりに努めます。 13.家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、各種講座を開催します。	男女共同参画週間に併せて、庁舎多目的スペースで啓発を行った。	特になし		県及び県男女共同参画センターのチラシ・ポスター等を活用し周知を図る。		市民課
			結婚・妊娠・出産・子育て等に希望がもてる暮らしの豊かさ日本一を実現するため、仕事と家庭の両立と心豊かに子育てができる社会の実現を目指して、みやざき「イクボス宣言」を行った。	特になし		仕事と家庭の両立と心豊かに子育てができる社会の実現を目指し、情報や制度の周知を行う。		子育て支援課
			仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等について、チラシ配布やホームページによる周知を図った。	市の機関での広報等で周知を図ることができた。		今後も仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等について、チラシ配布やホームページによる周知を図る。		商工観光課
			介護保険法改正に伴う介護保険制度の変更点を、市の各施設や地域包括支援センター等の窓口にパンフレット等を設置し、周知や啓発に努めた。	窓口対応の際にパンフレットを利用しスムーズな説明を行うことができ、相談者の手助けとなった。	544,320	介護保険法改正に伴う介護保険制度の変更点を、市の各施設や地域包括支援センター等の窓口にパンフレット等を設置し、周知や啓発に努める。	693,000	長寿介護課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
53	③ 育児・介護に関する経済的支援やサービスの充実	14.妊婦健康診査について、公費負担を実施し、受診を促進することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。 15.在宅の寝たきり高齢者等の介護者の経済的負担等を軽減するため、介護に必要な介護用品を給付します。 16.ファミリー・サポートセンター事業を積極的に推進するとともに、保育所や放課後児童クラブ等の施設の充実を図ります。 17.地域活動クラブや放課後児童クラブの充実を図り、地域全体で子育て支援に取り組む体制を整備します。 18.一時預かり事業、障がい児保育等、市民のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	ファミリーサポートセンター事業 まかせて会員 118名 おねがい会員 558名 両方会員 11名 活動件数 461件	乳幼児健診等で制度の周知を図り、引き続き子育て中の保護者の支援を行っていく。	4,000,000	子育て支援団体へ事業を委託し実施する。 運営委託料 4,000,000円	4,000,000	子育て支援課
			放課後児童クラブ事業 14クラブ(定員 425名)	既存2つのクラブで15名の定員増を行った。	81,604,400	引き続き、各学校単位の利用状況の把握に努め、適正な定員管理に取り組む。	79,563,000	子育て支援課
			保育所 認定こども園 9か所 幼稚園(新制度) 3か所 定員 2,040名	認定こども園や施設型給付を受ける幼稚園への移行に際し、事業者や県と連携し事業を行った。	1,882,118,320	引き続き事業を推進し、子育て支援を行っていく。	1,904,362,000	子育て支援課
			地域組織活動育成事業 児童センターと連携した高齢者・小中学生の交流事業として、芋掘り体験を実施した。	実施団体や事業内容が固定化されており、補助金を1団体あたり100,000円から50,000円に減額した(50,000円×1団体+30,000円×1団体=80,000円:2団体交付)。	80,000	なし【今年度から補助なしのため記入なし】	0	子育て支援課
			一時預かり事業 8法人 *補助対象 【一般型】 実施園 14園 延べ利用者数 2,472人 【幼稚園型】 実施園 5園 延べ利用者数 10,284人	保育所では保護者の病气やけが、冠婚葬祭など一時的に保育が必要となった児童を受け入れ育児支援を行っている。また幼稚園では、教育時間の終了後も引き続き園児を預かり保護者の就労等に合わせた預かりを行っている。	29,275,760	引き続き事業を推進し、子育て支援を行っていく。	32,138,000	子育て支援課
			障がい児保育事業 実施園 11法人 17園	身体の障害や発達障害など支援を要する児童を受け入れている保育所等で、保育士を加配し細やかな保育ができるよう補助を行っている。	6,959,700	引き続き事業を推進し、子育て支援を行っていく。	6,600,000	子育て支援課
			在宅介護手当や介護用品の支給を行った。 ・在宅介護手当 4,421,000円 ・介護用品 1,516,983円	在宅介護手当支給対象者数 50人 (R2年1~3月) 介護用品給付対象者数 27人 (R2年3月)	5,937,983	在宅介護者の身体的・精神的・経済的な負担軽減を図るため、引き続き、在宅介護手当や介護用品の支給等を行う。	7,926,000	長寿介護課
			母子健康手帳交付時に生活状況に関するアンケート調査を実施し必要なケースについては支援サービスを提供したり健康相談を行っている。 乳幼児健診、各種健康相談で、安心して仕事、出産、育児が出来るよう各種情報提供を行った。 乳幼児健康診査時に育児支援を行なっている他の団体、施設も参加し関係機関の連携を図りながらサービスの充実を図った。	妊婦一般健康診査助成券14枚、妊婦子宮がん検診助成券1枚、新生児聴覚検査助成券1枚、産婦健康診査助成券2枚、乳児一般健康診査助成券2枚を交付し、母と子の健康管理に努めるとともに経済的支援と健康管理の充実を図った。	41,002,876	引き続き妊婦健康診査助成券14枚、乳児健康診査助成券2枚、子宮頸がん検査助成券、新生児聴覚検査助成券、産婦健康診査助成券2枚を交付し経済的支援と健康管理の充実を図っていく。 妊娠届出時や乳幼児健診、各種健康相談で、安心して仕事、出産、育児が出来るよう各種情報提供等を継続的に実施し支援を行なう。 乳幼児健康診査時は、子育て支援センター等育児支援を行う団体も参加するため支援サービス等の情報提供を行う。	46,079,000	健康推進課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課	
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)		
54	④ 仕事と育児、介護の両立のための制度の定着促進	19.保育サービス充実や育児休暇制度の利用、短時間勤務制度の普及啓発などにより、子育てしやすい環境づくりを推進します。	保育所 15か所 認定こども園 9か所 幼稚園(新制度) 3か所 定員 2,040名	認定こども園や施設型給付を受ける幼稚園への移行に際し、事業者や県と連携し事業を行った。	1,882,118,320	引き続き事業を推進し、子育て支援を行っていく。	1,904,362,000	子育て支援課	
		20.子育て支援子ども医療費助成、児童手当及び児童扶養手当制度の周知を図ります。							
		21.母子健康手帳交付時健康相談や乳幼児健診、各種健康相談を通じて、育児・介護休業制度や職場復帰後の両立制度、その他家事に関する制度の情報の提供を行います。	仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等及び、「多様な働き方」に係る各種セミナーについて、チラシ配布や市広報、ホームページによる周知を図った。	制度や働き方について周知を図ることが出来た。		仕事と生活の両立応援宣言登録制度等の各種事業や関係法令等及び、「多様な働き方」に係る各種セミナーについて、チラシ配布や市広報、ホームページによる周知を図る。			商工観光課
		22.妊婦健康診査における公費負担を実施し、受診を促進することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。	母子健康手帳交付時に健康相談や乳幼児健診、各種健康相談で、安心して仕事、出産、育児が出来るよう各種情報提供を行った。	情報提供はしているが、各企業間での差がある。		妊娠届出時の健康相談や乳幼児健診、各種健康相談で、安心して仕事、出産、育児ができるようパンフレット等を配布し各種情報提供を行なう。			健康推進課
		23.介護サービスや施設等の情報など、介護保険制度の利用に関する情報を適宜提供します。	介護保険法改正に伴い、介護保険制度が大きく変化したため、市の各施設や地域包括支援センター等の窓口にはパンフレット等を設置し、周知や啓発に努めた。	窓口対応の際にはパンフレットを利用しスムーズな説明を行うことができ、相談者の手助けとなった。	544,320	介護保険法改正に伴い、介護保険制度が大きく変化したため、市の各施設や地域包括支援センター等の窓口にはパンフレット等を設置し、周知や啓発に努めた。	693,000	長寿介護課	

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
55	⑤ 育児・介護支援のための情報提供と相談の充実	<p>24.介護に関する情報提供や、介護技術の取得を支援することに努め、介護しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>25.地域包括支援センターを核とする総合相談窓口を設け、関係団体等の協力のもと個別の相談体制を強化充実します。</p> <p>26.子育ての不安に対する相談や地域における子育て支援に対応するため既存の地域子育て支援センターの充実を図ります。</p>	<p>子育て支援センター運営事業 3か所の支援センターをすべて委託し実施。</p>	<p>KET(小林・えびの・高原)サンシャインネットワークとして、5か所の子育て支援センターの交流を図った。</p>	26,109,000	<p>引き続き事業を推進し、子育て支援を行っていく。</p>	26,109,000	子育て支援課
		<p>27.子育て支援に関する事項をまとめたガイドブックを配布し、情報提供を図ります。</p> <p>28.保健・福祉・教育その他関係機関と連携し、情報を共有しながら、虐待・閉じこもり等の防止などに取り組み、子育てに関する相談・情報提供体制を充実します。</p>	<p>在宅介護支援センターに委託し、センター職員の訪問活動により、生活状況の調査や介護に関する相談・要望を受ける「高齢者実態把握・総合相談支援事業」を実施した。</p>	<p>各種サービスの周知・説明により、在宅生活の支援や介護予防につながっている。</p> <p>支援困難なケース(セルフネグレクト、サービス利用の拒否等)が増加しており、介入が難しいケースが増えてきている。</p>	6,000,000	<p>引き続き、在宅介護支援センターによる「高齢者実態把握・総合相談支援事業」を実施し、情報提供や相談体制の充実を図る。</p>	6,000,000	長寿介護課
		<p>29.母子健康手帳交付時健康相談や乳幼児健診、各種健康相談を通じて、育児・介護に関する情報の提供を行います。</p> <p>30.子育て包括支援センターを設置し、母子保健専門員を配置します。妊娠前から子育て貴にわたるまで総合的な相談に応じ、不安解消や情報提供を行います。</p>	<p>母子健康手帳交付時には生活状況に関するアンケート調査を行い相談へ繋いでいる。また、妊娠中の妊婦全員を対象に妊娠中期・後期に電話相談を実施する。妊娠中からの不安解消や、出産後の母体管理や育児方法、予防接種等の情報提供を行った。</p> <p>乳幼児健康診査での相談や赤ちゃん全戸家庭訪問を通じて育児の不安解消を図った。</p> <p>さらに、乳幼児を対象とした相談を毎月行い、栄養・育児相談等を行なった。子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、及び児童館等との連携により育児の負担軽減が図られた。</p>	<p>問題のケースは、継続的に対応して支援していくことが必要である。</p>		<p>保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健専門員を配置している。妊娠期から子育て期にわたるまで総合的な相談に応じていく。乳幼児相談や健康診査時に保健師等が相談に対応し、不安解消や、情報提供を行う。</p>		健康推進課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
56	⑥ 虐待防止のための啓発活動と体制の強化	31.学校、関係機関の協力体制の強化を図るとともに、定期的な情報の共有を推進します。	要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童等の状況把握に努めた。 ポスター掲示による児童虐待防止の周知を図った。	関係機関との情報交換や連携を図り、適切な支援を行っていく。	12,200	要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所等の関係機関と連携して早期発見に努め児童虐待防止を図る。	19,000	子育て支援課
		32.広報紙やパンフレット等により、児童虐待防止のための周知を図ります。	保健師や母子健康推進員による乳児家庭全戸訪問、健診未受診者訪問を実施した。早期発見ができるよう家庭環境の状況等を観察しながら訪問している。また、妊娠届出時に生活状況等のアンケート調査を行い、妊婦の不安や経済的不安等を把握し、早期からの支援に努めた。	訪問等により家庭環境が把握できている母子健康推進員と情報共有し活動の支援を行なう必要がある。また、継続的に支援の必要な方については、関係機関との緊密な連携による対応が必要である。		母子健康推進員の研修会等を開催し、訪問等の内容の充実を図りながら虐待の早期発見に努める。問題を抱える家庭については、他機関と連携しながら保健師が訪問指導するなどの支援をしていく。		健康推進課
		33.母子健康推進員に乳幼児健診への従事、赤ちゃん訪問や健診未受診者訪問を依頼し、虐待の予防・早期発見に努めます。	34.要保護児童対策等地域協議会を中心に、児童相談所等の関係機関との連携を図り、啓発活動から相談、支援までの体制を強化します。	関係機関との連携や学校との情報共有により、問題の未然防止に取り組むとともに、問題発生時に早期に対応する体制づくりを図った。	問題発生時に、学校や関係機関と連携し、対応することができた。家庭環境の改善を図ることができないケースもあり、今後も関係機関と連携を図っていく必要がある。		関係機関との連携や、各学校との情報共有による問題の未然防止と、問題発生時における早期に対応できる支援体制の更なる充実を図っていく。	

施策の方向3) 働く男女の健康管理対策の推進 [50頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
57	① 女性の健康保持の支援・相談体制の充実	35.保健・福祉・教育その他関係機関と連携し情報を共有しながら、虐待・閉じこもり等の防止などに取り組み、子育てに関する相談・情報提供体制の充実を推進します。	家庭相談員3名に加えて、必要に応じて臨床心理士によるカウンセリングを行った。 ○家庭児童相談室 相談受付件数 182件	臨床心理士によるカウンセリングにより相談者の精神的な不安を解消することができた。	6,747,465	家庭相談員2名に加えて、必要に応じ臨床心理士によるカウンセリングを行う。	8,709,000	子育て支援課
			働く女性の健康管理面では、身体的精神的支援の相談があり随時対応した。また、乳幼児を持つ女性については、健診の場や相談・訪問指導時に個別に対応した。	困難となる要因が複数ある場合が多いので、関係機関との緊密な連携が必要である。		働く女性、乳幼児を持つ女性については、子どもの健診や訪問等の機会に対応する。		健康推進課
58	② 性別に応じた検診や医療の充実	36.女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など、総合的ながん対策の推進を図ります。	28年度からは、胃がん(内視鏡)検診をクーポン事業に追加、また、子宮・乳がん検診は受診しやすい年齢に変更し、大腸がん検診とともに、一定の年齢の方に無料クーポン券実施、各種検診は地域に出向いて実施した。 要精密の未受診者については電話等での受診勧奨を行った。	子宮がん検診は20歳からが対象となるが、若年層の検診受診率が低い。		乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん検診は、一定の年齢の方に無料クーポン券を継続実施する。更に日曜検診・地域に出向いての検診等実施する。若い世代へのPRに努める。 子宮がん検診時、40歳以上で希望者は大腸がん検診を同時受診で実施する。		健康推進課

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

重点課題3 - 1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向1) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり 【52頁】

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
59	介護保険サービスの充実	1.各種介護サービスの向上や、介護に関する情報提供、相談体制の充実に努めます。 2.第7期介護保険事業計画に基づき、身近な住み慣れた地域での生活を支援するため、必要な介護サービスの提供に努めます。	パンフレットを作成し、介護サービスについての情報提供を充実させた。また、職員間の情報共有により窓口での相談体制を充実させた。 第7期介護保険事業計画の初年度として介護サービスの提供を行った。 社会福祉法人減免については、引き続き各法人へ働きかけを促した。	窓口における各種申請は利用者がわかりやすい対応ができ、各事業所の申請代行等もスムーズに行えるようになった。	544,320	社会福祉法人の減免については、未実施の法人に対して引き続き実施をお願いしていく。	693,000	長寿介護課
60	介護サービス及び障がい福祉サービスの基盤整備	3.必要に応じて各種サービスが適切に提供されるよう、的確な情報提供を行いサービスの質的向上を促進するとともに、事業所に対する指導監督を適切に実施します。	地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の集団指導及び実地指導を実施した。	実地指導 グループホーム 1事業所 デｲフﾞｰｽ 3事業所 居宅支援 4事業所	-	地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所について集団指導及び実地指導を実施する。	-	長寿介護課
			にしもろ定住自立圏共生ビジョンの事業として、圏域2市1町で指定相談支援事業者へ委託し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等障がい者福祉サービスの利用支援のための必要な支援を引き続き行うことができた。	相談者への必要な情報の提供及び助言などを行うとともに、各関係機関との連携に取り組むことができたので、各種相談支援体制の充実が図られた。 R1年度実績 利用者数： 84人 相談支援件数： 858件	4,464,000	にしもろ定住自立圏共生ビジョンの事業として、圏域2市1町で指定相談支援事業者へ委託し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、障がい者福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な支援を引き続き行う。	4,470,000	福祉課
61	介護予防・生活支援の充実	4.高齢者が自分自身の健康に関心を持ち、日頃の生活習慣として主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、生活機能維持・向上を目指した介護予防事業を推進します。 5.各種健診、健康相談、健康教育等を通じて生活習慣病予防・介護予防に関する意識付けを行います。 6.介護者の精神的負担の軽減が図られるよう目家族介護者の集い等を開催します。	各種健(検)診の実施や健康相談、健康教育の中で生活習慣病予防、介護予防に対する意識付けを行なった。	生活習慣病患者が増加している。健康づくりに対して意識の薄い人などが多いので、意識付けが必要である。	-	各種健(検)診日の増加、受診者の事後指導の充実、健康相談、健康教育内容の充実を図り生活習慣病予防に努める。	4,647,000	健康推進課
			二次予防事業対象者把握事業と関連づけ、介護予防教室等に不参加傾向にある方に対し、介護予防に対する機会を作り、健康寿命の推進を目指した。	・一般介護予防事業 ハッスル教室 59回 945人 お元気クラブ 26回 264人 太極拳教室 40回 458人 貯筋クラブ 39回 700人 ストレッチャｰｷﾝｸﾞ教室 47回 3,322人	2,745,000	一人ひとりが日常的に健康の維持・増進に努め要介護状態への進行を予防できるよう、一般介護予防事業を推進する。	2,400,000	長寿介護課
			次の健診等を実施した。 ・特定健診 ・長寿健診 ・人間ドック ・節目健診 ・特定保健指導	特定健診受診率 41.8% 長寿健診受診率 35.0% 人間ドック一般 129人 脳 251人	-	次の健診等を実施する。 ・特定健診 ・長寿健診 ・人間ドック ・節目健診 ・特定保健指導 ・各種イベントでのPR活動 被保険者個人にあったより効果的な受診勧奨を行うことで、受診率の向上、継続受診者数の増を図る。	-	健康推進課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
62	利用者保護と信頼できる介護サービス及び障がい福祉サービスの育成	7.地域密着型サービスに重点を置き、制度改革により創設される多様なサービスについて、利用者の意向を把握しながら事業者の参入を促進します。	第7期介護保険事業の中間年度ということで、計画に基づき、施設整備のため指定予定事業者の公募を行った。	特別養護老人ホームの待機者を解消するため、地域密着型サービスの指定予定事業者を1事業者選定し、R2.4.1開設を目標に施設整備を進めた。	-	第7期介護保険事業計画の最終年度として、第7期期間中に実現できなかった施設整備を第8期介護保険事業計画にどのように反映するか協議する。	-	長寿介護課
			障害福祉サービスの充実等障がい者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、必要な福祉サービスを提供した。	障がいの特性に応じた各種障がい福祉サービスを提供することで、地域生活及び自立生活を推進する。	1,581,026,665	障がい者の社会参加促進、地域生活への移行等の自立支援に必要な介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業費、自立支援医療費等の扶助を行う。	1,613,717,000	福祉課
63	介護や生活支援に係る人材の確保	8.介護分野の雇用改善への支援を行い、良好な雇用創出及び労働力確保を促進します。	小林市高齢者保健福祉計画策定懇話会の中で、人材確保について、各方面の意見や実態を聞き取ることができた。	介護人材の確保については、どの事業所も苦慮している状況であり、経済的支援も含め、今後検討する必要がある。	-	より良い介護サービスを提供するための介護従事者への研修等を継続していく。	-	長寿介護課
64	高齢者福祉サービスの充実	9.要介護高齢者が在宅での生活が維持できるように、高齢者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスを提供します。	総合事業の開始に伴い見直しを行い、事業を廃止した。	-	-	-	-	長寿介護課

施策の方向2 高齢者・障がい者の積極的な社会参画の促進と生きがい対策〔53頁〕

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
65	雇用の促進	10.シルバー人材センターを活用します。 11.障害者就労・生活支援センターやハローワークとの連携を図ります。	高齢者が働くことを通じて活力ある地域社会を作るために貢献している。そのためシルバー人材センターへ補助を行うことで事業の支援を行った。	就業体制の組織化を図るなど就業の適正化、就業機会の公平化をさらに推進する必要がある。	14,739,000	シルバー人材センターが取り組む事業の内容を精査し、事業に見合った補助を行っている。	14,739,000	長寿介護課
			一般就労を希望する障がい者が、身近な地域で安心して生活するために関係機関と連携し、相談支援体制及び雇用の確保に努めた。また、障がい者就労に関する会議や自立支援協議会就労部会において、管内の実績や事例等の情報収集を行った。	ハローワーク、こばやし障害者就業・生活支援センター等の相談窓口及び就労支援事業所と情報交換・共有を行い、障がい者雇用の促進に向けて、企業へ情報を発信するとともに、障がい者の相談支援体制の充実を図る必要がある。また、毎年ハローワークと連携して都城市で開催されていた「障害者ふれあい就職説明会」を小林市で共催として開催した。	-	企業に対し、障がい者雇用を働きかけるなど、障がい者の福祉的就労の場の拡充を図りながら、就労移行支援を行い、最終的に一般就労に結びつくよう関係機関との連携を強化する。 昨年度に引き続き、ハローワークと連携して「障害者ふれあい就職説明会」を小林市が共催として開催予定。	-	福祉課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
66	高齢者への学習機会の提供	12.高齢者の生きがいのある生活実現のため、生きがい学級において、各種講座や地域との交流会といった多様な学習機会を提供します。	小林地区5学級43講座、野尻地区3学級19講座、須木地区8講座を実施し、延べ1,579名の学級生が参加した。 (小林927名、野尻464名、須木188名) 5月に3地区合同の開級式及び演芸大会では、285名が参加した。	3地区合同開催の開級式や演芸大会も盛会の内に実施でき、また各講座も計画通りに実施することができた。参加者も男女ともに和気あいあいの雰囲気の中で楽しく活動することができた。 ここ数年、各学級とも生徒数や各講座参加者数が減少傾向にあり、参加者数が増加するよう取り組んでいる。	240,322	令和2年度も元年度と同じ数の講座を計画している。参加者増加のためにもできるだけ学級生の要望等を生かし、男女問わず楽しく活動できる内容になるよう充実に努める。	316,300	社会教育課
		13.生きがい学級への参加を促進します。 14.生涯学習を充実します(情報提供体制の整備)。	友愛クラブ連合会へ補助金を支給し、活動の支援を行った。	友愛学級として、交通安全教室、健康教室、介護予防教室を開催した。	6,399,250	友愛クラブ連合会への補助を行うことで、高齢者の生きがい支援を行っていく。また、活動内容を広報することで、会員増へ繋げていきたい。	5,868,000	長寿介護課
67	高齢者の社会活動の促進	15.地域学校協働活動事業の中で、地域の学校支援ボランティアの積極的な活用に取り組みます。	地域学校協働活動事業では、学校と地域コーディネーターが連携・協働し、地域のボランティアの方々の特性を活かした活動が行われた。	様々な支援ができるよう、ボランティアをしてくださる方の発掘が課題である。	3,673,785	学習支援をしていただけるボランティアの方を要請していくほか、高齢者ならではの経験や体験を活かした幅広い支援活動が実施できるよう、ボランティア活動を支援していく。	3,681,000	社会教育課
		16.生きがい学級において、世代間交流事業を促進します。	小林市内1学級において、1小学校4学年との世代間交流を実施した。	遊びや歌ゲームが中心である。孫、ひ孫世代との交流で和んだ空気のなかで行われるが、ややマンネリ化してきている。	-	今年度の世代間交流の内容としては、1学級のみ予定である。1年かけて方向性を検討していく。他の事業とも連携を図る。	-	
		17.地域の高齢者と児童・生徒の交流を推進するために、地域と連携して生きがいづくりにつなげる取組みを支援します。	全学級が積極的に交流活動に取り組むよう働きかけを行った。	全学級が交流活動を実施できた。	-	各小中学校、幼・保育園と連携を図り、学校行事等の中で参加可能な行事へ積極的に参加できるように情報提供し、支援する。	-	
		18.単位友愛老人クラブの活動の充実を図ります。	学校運営協議会や地域学校協働本部事業を通じて、地域ボランティアの積極的な活用に取り組んだ。 また、協働の学校づくり推進協議会を開催し、学校・家庭・地域の連携の必要性について啓発を図った。	児童生徒の視野を広げるために、さらに多種多様な分野での地域ボランティアが必要となる。	1,133,550	引き続き、学校運営協議会や地域学校協働本部事業を通じて、学校・家庭・地域の連携強化を図っていく。	1,275,000	学校教育課
			友愛クラブ連合会へ補助金を支給し、活動の支援を行った。	クラブ会員数が減少しているため、会員獲得が課題である。	6,399,250	友愛クラブ連合会への補助を行うことで、高齢者の生きがい支援を行っていく。また、活動内容を広報することで、会員増へ繋げていきたい。	5,868,000	長寿介護課

施策の方向3) 高齢者・障がい者の自立支援 [54頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
68	高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり	19.高齢者・身体障がい者・通学生等の誰もが安心して活動し、社会参加できるよう、バリアフリー化バリアフリー化を図ります。 20.高齢者・障がい者が暮らしやすい環境の整備や安心して生活できる事業や制度を周知徹底します。	令和元年度から県の補助事業廃止に伴い事業を終了した。	なし	—	令和元年度から県の補助事業廃止に伴い事業を終了した。	—	長寿介護課
			在宅の障がい者(児)のいる世帯の住宅を、居住に適するよう改造する費用を助成することにより、障がい者(児)の自立した生活の維持、促進及び介護者の負担の軽減を図った。	令和元年度実績 3件	480,000	県の補助事業廃止に伴い、令和元年度で事業終了。	—	福祉課
			・側溝改良、蓋設置箇所 42箇所 ・路面等段差解消箇所 34箇所	高齢者・障がい者・子どもなどを含めた利用者に対し、安全な歩行環境の整備を推進した。	276,949,702	高齢者・障がい者・子どもなどの歩行安全に対応するため、路面・歩道の段差解消及び側溝有蓋化により、安全性の確保を図る。 令和元年度予定施工箇所数 ・側溝改良、蓋設置箇所 22箇所 ・路面等段差解消箇所 16箇所	202,000,000	建設課
			バリアフリー整備事業は完了のため計画なし。	—	—	バリアフリー整備事業は完了のため計画なし。	—	須木庁舎地域整備課
			・道路改良工事 3箇所 ・市道補修等 6箇所 ・バリアフリー整備事業 3箇所	高齢者・身体障がい者・通学生等及び通行する車両全ての利用者の安全・安心を確保するため路面及び排水路等の改修や道路改良を実施した。バリアフリー整備事業では、側溝の蓋がけを実施し、通学路の環境整備を行った。	144,772,000	・道路改良工事 2箇所 ・市道補修等 6箇所 ・バリアフリー整備事業 3箇所 通行の安全・安心及び利便性の向上を図るため路面及び排水路等の改修や改良を実施する。	128,500,000	野尻庁舎地域整備課

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
69	安心して生活できるまちづくり	21.高齢者が意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現できるような高齢者の社会参画機会の提供や環境の整備を図ります。	西諸地域における成年後見利用促進を図るため、地域での体制整備の在り方について関係機関と協議を進めた。	専門の機関を設置し、それを核とした西諸地域における支援体制のネットワーク強化が必要である。	-	体制整備による高齢者支援体制の充実を図るとともに、その方針を定める西諸での計画を策定する。	731,000	長寿介護課
70	安心なまちづくり体制の充実	22.地域包括支援センターや在宅介護支援センター、民生委員等による高齢者宅への訪問を行い情報提供や生活実態の把握に努めます。	認知症サポーター養成講座の開催、認知症に関する様々な施策事業の推進、高齢者の実態把握など事業の継続を行った。	認知症サポーター養成者数 463人	9,584,093	認知症サポーター養成講座の開催認知症に関する様々な施策事業の推進、高齢者の実態把握(重点課題2-3でも計上)など事業を継続していく。	10,827,000	長寿介護課
		23.ひとり暮らし高齢者等や、災害時要援護者の在宅での生活が維持できるよう、高齢者一人ひとりの状態に対応した福祉サービスを提供します。 24.認知症に対する家族や地域住民の理解及び協力体制の構築を推進するよう広報、啓発を行います。 25.高齢者虐待防止のための啓発や被害者に対する支援及び認知症高齢者の支援施策の推進を図ります。 26.障がい者虐待防止体制の構築及び障がい者の支援施策の推進を図ります。	平成25年度から当課内に「小林市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等の適切な支援に努めた。	毎年度、当課担当グループ職員が当該研修会に参加しており、グループ内での情報共有を図っている。社会福祉士等の専門職がないため、困難な相談案件が寄せられた時の対応に苦慮している。 R1年度実績 相談件数 2件	-	今年度も県主催の障がい者虐待防止研修会に担当グループから参加予定であり、研修内容をもとにグループ内で共有を図る。また、365日24時間対応で障がい者等からの相談に対応する。	-	福祉課

重点課題3 - 2 様々な生活困難を抱える人に対する支援

施策の方向1) 相談・支援体制の充実 [56頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
71	関係機関のネットワーク構築の推進	<p>1.生活困難を抱える人の自立を促進するために、市と関係機関の連携を強化と相談・支援体制の充実に努めます。</p> <p>2.人権・行政・なやみごと相談窓口を周知して、様々な問題を抱える人々の課題解決のために、相談・支援体制の充実に努めます。</p>	健康推進課や福祉課と情報を共有しながら対応した。	特になし。	-	健康推進課や福祉課と情報を共有しながら対応する。	-	子育て支援課
			<p>小林市生活自立相談支援センターを設置し、生活困窮者の社会的・経済的自立の支援を行った。 (相談55件)</p> <p>小林市生活困窮者自立支援ネットワーク会議、調整会議等を開催し、関係機関との連携強化、情報共有を図った。</p>	<p>生活困窮者自立支援法による事業であり、当市は任意事業の家計相談事業も取り組んでいる。今後は就労準備支援事業等の取り組みを検討していく必要がある。</p>	10,810,865	<p>小林市生活自立相談支援センターで生活困窮者の相談・支援を通じ、自立を促進する。 各会議を通じ、情報共有、連携強化等の支援体制の充実を図る。</p>	10,650,000	福祉課
			<p>相談窓口の周知については、毎月相談日を広報紙に掲載し、案内を行った。 人権擁護委員・行政相談委員など、自主研修会を開催し、相談対応能力の向上に努めた。</p> <p>また、相談日でない日に来られた方については市民課職員で対応した。</p>	<p>人権・行政・なやみごと相談として、人権擁護委員・行政相談委員が相談を受けた。 令和元年度実績 63件</p> <p>担当課へ依頼するべき案件については、各課と連携し対応できた。</p>	1,049,722	<p>・人権・行政・なやみごと相談を毎月5回行う。 (小林3回、須木1回、野尻1回)</p> <p>・相談日以外の相談については、職員が対応し、関係機関や関係課と連携する。</p>	1,062,000	市民課

施策の方向2) ひとり親家庭等に対する支援の充実 (56頁)

本筋	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
72	自立支援の充実	3.児童扶養手当支給や医療費助成を行い、ひとり親家庭等への経済的支援を図り、安定した生活を送れるよう支援します。	・児童扶養手当 児童扶養手当制度の説明と申請の受付を行い、自立支援を図った。また、ひとり親が利用できる各種支援についての周知を図った。8月の現況届時に世帯の実態を把握し自立に向けての指導等を行った。	受給資格者 643名 受給者数 568名 停止者数 75名 未届者数 3名	382,567,980	・児童扶養手当制度の周知を図り、相談者へ十分な情報提供を行う。手当の適正な支給により経済的自立を促すと共に現況届において世帯の実態を把握し、個々の悩み問題に気づき、必要な支援を行う。	313,823,000	子育て支援課
73	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	4.広報紙や市のホームページ等により、ひとり親家庭を対象とする福祉資金貸付制度やひとり親家庭医療費助成制度の周知を図ります。	・ひとり親家庭医療費助成 児童扶養手当の制度の説明をする際に、医療費の助成についてもチラシを使い説明した。また、8月の現況届時に、再度、助成申請方法等を説明し、制度の内容について周知を行った。	入院 77件 入院外 2,524件	16,072,217	・ひとり親家庭医療費助成 児童扶養手当の制度の説明をする際に医療費の助成についてもチラシを使い説明する。また、8月の現況届時に、再度、助成申請の方法などの説明を行い、制度の周知をしていく。	18,600,000	子育て支援課
			・母子世帯生活つなぎ資金 小林市母子寡婦福祉協議会へ市より貸付を行い、協議会において会員に対し、臨時的な緊急支援としての貸付を行った。		3,000,000	・母子世帯生活つなぎ資金 小林市母子寡婦福祉協議会へ市より貸付を行い、協議会において会員に対し、臨時的な緊急支援としての貸付を行なう。	2,000,000	子育て支援課

施策の方向3) 自立に向けた支援の充実 (56頁)

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
74	再就職への支援の充実	5.ハローワーク等の関係機関と連携を強化し、再就職への支援を推進し、困難を抱える人の自立を促進します。	高等職業訓練訓練促進給付金事業の利用促進を図り、看護師、保育士等の資格取得を目指すひとり親家庭の就学中の生活を支援した。	自立支援教育訓練給付金 2件 高等職業訓練促進給付金事業 6件 修了一時金 2件	7,106,910	自立支援教育訓練給付金 3件 高等職業訓練促進給付金事業 5件 修了一時金 4件	7,502,000	子育て支援課
			生活保護受給者等就労自立促進事業により、生活保護受給者等の就労による経済的自立の実現を図った。	令和元年度中は延べ23名の被保護者に対して就労支援を行い、8名をハローワークに紹介し就職となった。		被保護者等就労支援事業により、生活保護受給者等の就労による経済的自立の実現を図る。	-	福祉課

基本目標 4 あらゆる分野への社会参画の推進

重点課題4 - 1 政策・方針決定過程への女性参画の促進

施策の方向1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【58頁】

番号	具体的施策	取り組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
75	審議会等への女性の参画促進	1.全ての審議会において女性の参画が実現するよう、女性委員の登用を促進し、一方の性別に偏らない審議会の運営を推進します。 2.審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材を集め、女性委員の登用を推進します。	審議会等における女性委員の幅広い分野からの積極的登用について、関係課へ依頼したが、登用率の向上に繋がらなかった。	小林市男女共同参画基本計画では、平成34年末までに審議会等における女性の登用率を40%まで達成することとしているが令和元年度においては、24.3%であった。 今後も関係課へ積極的な登用を依頼しながら、女性の登用率の向上に努めていく必要がある。		令和2年4月1日時点での、女性の参画率は、26.6%で2.3ポイント増加した。 今後も、審議会における女性委員の幅広い分野からの積極的登用等について関係課へ依頼しながら、各審議会委員の登用率向上についての理解促進に努める。		市民課 全課
76	あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進	3.企業、教育関係、各種団体、PTA等における女性の政策・意思表示決定過程への参画推進についての啓発活動を推進します。	講演会、県情報誌(プリリアント)等を活用し情報提供に努めた。	講演会、県情報誌による情報提供を更に増加させる必要がある。		講演会、県情報誌(プリリアント)等を活用し情報提供に努める。 関係機関を通じての啓発に努める。		市民課 全課
77	女性市職員の採用、登用等の促進	4.採用については、男女雇用機会均等法の趣旨に則り、また、小林市職員の任用に関する規則に基づき、適正に実施していきます。 5.女性職員の登用拡大を図るとともに、性別に関わらず、能力を有する職員を公平に評価して管理職に登用することを推進します。	女性職員の新規採用・登用拡大については、引続き適正に実施していく。 女性職員の意識改革を目的とした研修を実施した。	令和2年4月1日付で、新たに女性職員2名を管理職(課長級)に登用した。 また、新規職員試験を実施し令和2年4月1日付採用者18名の内女性を6名採用した。		引き続き適正に実施していく。 女性職員の意識改革に繋がる研修を、継続して実施していく。		総務課

施策の方向2) 女性の人材育成と人材情報の提供 [59頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
78	エンパワメントのための学習機会の提供	6.各種学習会の開催と学習会についての情報を提供します。 7.女性の政策・方針決定過程への参画を促進するための講座等を開催します。	【男女共同参画講演会】 期日 令和元年11月10日(日) 場所 小林市文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 羽林 由鶴氏(心理カウンセラー) ○演題 「これからも輝ける大人、そして子供たち」～みんなが幸せに生きるために～ 参加人数 約70人	小林市人権・同和問題啓発推進協議会加入機関・団体、男女共同参画審議会委員、平成30年度男女共同参画推進大会実行委員、市内認可保育所、認定こども園、幼稚園等にポスター、チラシなどで周知を図ったが、参加者が少なかった。	523,493	市民向け、職員向けの男女共同参画講座を数回開催予定。	120,860	市民課
79	市民グループの活動支援	8.市民グループ同士の情報交換を支援し、交流の場を提供することで、市民グループのネットワークの構築を推進します。	市民活動支援センターで団体登録を行い、各種問い合わせや団体の紹介等を行った。また、団体支援業務としてスキルアップ講座(2回)を開催し団体間のネットワーク構築の推進を図った。	講師を招きスキルアップ講座「伝わる情報発信力講座～広報・写真編」を2回にわたり開催した。	7,505,000	市民活動支援センターに登録のある団体の実態調査を行い、市民グループ同士の情報交換支援を行う。 市民活動支援センターの登録制度の周知をセンター便りでを行い、市民グループ間のネットワーク構築を推進する。	6,500,000	企画政策課
80	人材育成のための養成事業の充実	9.女性リーダーを育成する各種講座を開催し、優秀な人材の情報の発信に努めます。	【人権啓発講演会】 「こころとこころがつながれば・・・」 令和2年2月16日(日) 場所 小林市文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 幸島 美智子氏(子育てアドバイザー) 演題 「インターネットと人権～ネット社会における落とし穴 守りましょう、子どもの人権」 参加人数 約100人	ポスター、チラシ、各団体への整理券の送付を行ったが参加者が少なかった。とても良い内容のある講演会であったため、特に子育て世帯に届くとよい話であった。	374,956	人権啓発講演会 「こころとこころがつながれば・・・」 期日 令和3年1月17日(日) 場所 小林市文化会館 内容 講演会 講師 金沢 泰子氏(書家) 講演会等を行い、人権意識の高揚に努める。	500,000	市民課
81	女性の人材に関する情報の収集、整備・提供	10.市政に女性の声を反映させるために、幅広い分野からの女性の人材に関する情報収集を進めるとともに、と募集情報の提供を行います。	広報紙を通じて広く募集を行った。	広報紙を利用し広く周知する必要がある。	-	公募委員については、広報紙を通じて広く募集を呼びかけることを各課へ依頼する。	-	市民課

重点課題4 - 2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

施策の方向1) 市民と行政の協働によるまちづくり・市民活動の推進 (62頁)

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
82	小林市男女共同参画審議会の充実	1.計画の効果的な推進を図るため、民意を反映した意見や提言を積極的に施策に反映します。	「第2次小林市男女共同参画基本計画」に基づいた、関係課の事業の取組み状況や審議会等への女性委員の参画状況について男女共同参画審議及び行政推進会議で審議いただいた。	「第2次小林市男女共同参画基本計画改訂版」を策定した。	18,300	「第2次小林市男女共同参画基本計画改訂版」に基づき、各課の取組について男女共同参画審議会及び行政推進会議で審議いただき、男女共同参画推進に努める	61,000	市民課
83	市民活動の支援と市民参画の促進	2.地域住民による地域の見守りを促進したり、地域の魅力を高める新たな取組みを行うことができるよう、自治会などの活動の活性化を支援します。 3.男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動を支援します。	市民との協働を進める施策の一つとしての「元気なまちづくり支援補助金」については、男女共同参画関係の申請はなかったが、同補助金の活用によりソフトとハードの両面による市民活動の支援と市民参画の促進に努めた。	元気なまちづくり支援補助金 ・交付団体数 (ソフト) 9団体 (ハード) 1団体	7,391,751	市民活動団体の活動補助として「元気なまちづくり支援補助金」を活用する。同補助金の活用により、市民活動の活性化とまちづくりへの市民参画の促進を図る。 また、ハード事業補助金を活用し地域住民等によるまちづくりを行う施設等の整備を支援する。	7,800,000	企画政策課
84	男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの構築	4.地域づくり団体への情報提供や地域づくりリーダーの育成、団体間の連携・交流を促進して、男女を問わず自主的な地域づくり活動を支援します。	永久津中学校区協議会が設立された。	(須木) ・地域担当職員 8名(内 女性0名) (野尻) ・地域担当職員 13名(内 女性1名) (三松) ・地域担当職員 9名(内 女性2名) (南) ・地域担当職員 9名(内 女性2名) (東方) ・地域担当職員 14名(内 女性2名) (永久津) ・地域担当職員 11名(内 女性2名) ・地域支援員 27名(内 女性6名) (小林) ・地域担当職員 13名(内 女性2名) ・地域支援員 30名(内 女性2名)	338,550	小林校区において、地域担当職員及び地域支援員を配置するに当たり、積極的に女性の参画に配慮する。 また、きずな協働体においても、積極的な女性の参画に配慮する。 なお、リーダーの育成については、継続的に市民活動支援センターと連携を図り、各種団体への情報提供や地域リーダー育成の強化を図る。	732,000	企画政策課

施策の方向2) 地域活動における男女共同参画の促進 (62頁)

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課	
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)		
85	地域活動への男女共同参画を促進するための広報啓発活動の促進	5.地域活動の活性化を図るため、様々な地域活動の情報や参画機会の提供に努め、多くの男女の地域活動への参画を促進します。	男女共同参画講演会において、パネル展を行い情報発信を図った。	ポスター、チラシなどで周知を図ったが、参加者が少なかった。	-	男女共同参画講演会等で啓発に努める。また、関係課と連携し、様々な地域活動の情報の提供に努める。	-	市民課	
		6.各種団体等との連携を図り、ポスター掲示、チラシ配布による周知に努めます。	各種イベント毎に女性団体へ働きかけを行い、地域イベントへ参加をいただいた。	地域イベントへの女性団体の参加が促進された。	-	引き続き女性団体へ地域イベントへの参加を働きかける。	-	商工観光課	
86	男女による地域教育力の再生	7.保育所において、高齢者との交流事業を実施します。	保育所においては、高齢者施設等への訪問などを実施し世代間交流に努めた。地域活動クラブにおいては、2クラブで世代間交流を実施した。	特になし。	-	保育所においては、高齢者施設等への訪問などを実施し世代間交流に努める。	-	子育て支援課	
		8.地域活動クラブにおいて、世代間交流事業を実施します。	友愛クラブにおいて、世代間交流を継続した。	一定の地区のみの実施となっているため、市内全域で取り組めるようにする必要がある。	6,399,250	継続して世代間交流を実施している地区を参考にし、未実施地区への周知等を行う。	5,868,000	長寿介護課	
		自治公民館3館がそれぞれに工夫して特色ある活動を実施し、世代間交流を深めることによって地域の絆を深めることができた。補助金の周知のため回覧板を利用し、チラシを配布した。	自治公民館連絡協会によるコミュニティづくり事業補助金を3団体に交付した。自主財源の確保が難しいので、区等の地域組織と連携した、計画作成の依頼が必要である。	1,496,000	これからもより多くの自治公民館が世代間交流事業に取り組めるよう、引き続き周知や支援に努める。	2,200,000	企画政策課		
87	地域社会活動へ参加しやすい環境整備	9.地域活動への男女の積極的な参加を促進するために地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催します。	市民活動支援センターと連携し、各種講座を開催した。設置予定の各きずな協働体の支援員や地域担当職員として多くの女性が地域活動へ参加をした。	きずな協働体の取組を通して、地域活動への女性参画が促進された。しかし、講座に関しては、地域活動への男女の積極的な参加を促進するための講座、イベント等への呼びかけは特に行わなかった。	-	講座への参加、各種イベントへの参加については、市民活動支援センターを通じて、積極的な女性参画の呼びかけを行っていく。また、設置予定であるきずな協働体の支援員、地域担当職員についても、引き続き積極的な女性参画の呼びかけを行う。	-	企画政策課	
		10.新たな地域づくりの枠組みとして「きずな協働体」の設立の支援し、男女の地域活動への参加を促進します。	実績なし			-	取組予定なし	-	子育て支援課
		各種イベント毎に女性団体へ働きかけを行い、地域イベントへ参加をいただいた。	地域イベントへの女性団体の参加が促進された			-	引き続き女性団体へ地域イベントへの参加を働きかける。	-	商工観光課

施策の方向3) 観光・環境・その他の分野等における男女共同参画の推進 【63頁】

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
88	観光に関する情報収集と情報提供の推進	11.女性力を活かした観光分野での活動を支援するために、人材育成やネットワークの構築を推進します。	観光協会と連携し、コスモスレディ等と各種イベントへ積極的に参加し、ネットワークの構築を図った。	コスモスレディ等と連携し、各種イベントへ参加することで、より多くの人に当市の魅力ある情報発信が図られ、観光PRへ繋がった。	656,000	引き続き観光協会と連携し、コスモスレディ等と各種イベントへ積極的に参加し、ネットワークの構築を図る。	656,000	商工観光課
89	環境問題への取組みの推進	12.地域や家庭において、環境保全活動における男女共同参画を推進します。	令和元年度のリサイクル品分別指導員(第十期前半)は、254名中41名が女性であった。また、作業に必要となる分別器具・作業用ゴム手袋を配布した。生活環境課・清掃工場への分別問い合わせも非常に多く廃棄物への関心が高かった。	高齢化に伴い、男・女を問わず、指導員の選出が年々難しくなっている。	7,336,800	令和2年度のリサイクル品分別指導員(第十期後半)に対し、分別指導について協力をお願いする。令和2年度のリサイクル品分別指導員254名のうち、女性が45名推薦され委嘱している。	7,488,000	生活環境課
90	地域おこし、まちづくりへの男女共同参画の推進	13.男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の優良事例の収集・情報発信に努めます。	県や県男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の優良事例の情報収集・情報発信に努めた。	県や男女共同参画センターから送られてくる情報誌を広く情報発信することができた。	-	県や県男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の優良事例の収集・情報発信に努める。	-	企画政策課
			実績なし。			-	各種イベントにおける委員への女性の参画が図れるようチラシ配布等による周知を図る。	-

施策の方向4) 国際理解・協力の推進 [63頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
91	男女平等に対する世界の取組みについての情報提供	14.男女共同参画に関する国際的な動向についての情報発信や、国際交流活動の促進により、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を進めます。	地方創生課と連携し啓発に努めた。	関係課と連携し取り組んだ。	-	講演会、県情報誌(プリリアント)等を活用し情報提供に努める。	-	市民課
92	国際交流・協力、国際化の推進	15.国際交流を地域に根付いたものとしていくため、様々な分野での国際交流を推進します。	学校訪問や国際交流事業以外に、生きがい学級等の講座に参加するなど、幅広い世代への国際理解活動を行った。	活動内容も様々なものが展開できており、国際理解や外国人との交流が促進されている。	1,721,118	学校訪問や講座等の活動に加え、国際交流員の周知により市内在住の外国人の方々にも国際理解活動に協力していただき、より多くの外国人の方々との交流を促進していく。	40,000	社会教育課
		16.国際的な男女共同参画の取組みに関する情報収集を行い、情報の発信を行います。						
		令和2年3月に「国際化・多文化共生推進計画」を策定・公表した。また、文化庁の「地域日本語教育スタートアッププログラム」を活用し、本市における日本語教室の在り方について、アドバイザー・コーディネーターとともに検討を重ねた。市内の外国人住民の生活支援のため、防災情報を市HPに掲載し、「ごみ虎の巻」を中国語(簡体字)、ベトナム語、英語に翻訳を行った。市民の国際感覚醸成のため、多文化理解講座を1回開催するとともに、市内の中学生を対象に宮崎大学留学生との合同キャンプを実施した。		外国人住民の80%以上が技能実習生である本市においては、日本語教室へのニーズも高いことから、国際交流拠点事業の代替事業である「地域日本語教育スタートアッププログラム」で、プレ日本語教室に取り組む。それと同時に、増加傾向にある外国人住民を地域社会の一員として受け入れるため、受け入れの基盤となる日本人住民の多文化共生意識の啓発の仕方も課題である。	9,569,903	文化庁の実施する「地域日本語教育スタートアッププログラム」を活用し、本市における日本語教育体制を検討する。また、生活情報リーフレット翻訳を行い、市内の外国人住民対応に活用する。	13,063,000	地方創生課

重点課題4 - 3 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向1) 災害対策における女性力の活用 【65頁】

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
93	災害マニュアル作成時における男女共同参画の推進	1.地域防災計画に即して、女性の視点を活かした防災支援対策の推進を図ります。	行政における関係課の職員で構成する地域防災計画委員会の委員について、女性職員の推薦を促してきましたが結果的には増にはつながらなかった。	各委員は各種団体の代表となっていることから、公募制度を創設するなど、女性が参画できる環境を整備する必要がある。	22,819,389	行政における関係課の職員で構成する地域防災計画策定委員会の委員について、女性職員の推薦を促進する。また、自主防災組織の結成や活動において女性の参画を促進し、女性の視点を活かした防災支援体制を推進する。	35,071,000	危機管理課

施策の方向2) 防災分野への女性の参画の促進 【65頁】

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
94	自主防災組織における女性リーダー養成の支援	2.男女共同参画の視点をとり入れた施策を展開するため、防災現場への女性の参画として、女性消防団員の加入を促進します。	全国女性消防操法大会に県代表として出場し、活動の士気が高まった。消防防災フェスタでのPR効果もあり新規入団者の確保はできたが、退団者もいたため、結果的には増にはつながらなかった。	火災予防啓発活動や加入促進活動の推進として消防防災フェスタや秋まつりパレードでのPR活動を実施し、新規の女性消防団員の加入はあったが、仕事と家庭の両立が困難な団員もいるため活動しやすい環境の整備が必要である。	93,920,288	引き続き、団員のきずなをより深める活動を実施し、火災等への予防啓発活動を推進する。また、女性消防団員の新規加入を促進するとともに、さらなる活動の活性化を図る。	90,401,000	危機管理課
		3.自主防災組織の活動活性化のために、市民防災リーダー養成講習会を開催します。	市民を対象とした市民防災リーダー養成講座を開催し、63名の受講があり、そのうち8名の女性の受講があった。	63名を新たに市民防災リーダーとして養成し、総数が907名となった。女性の受講者も一定程度は確保できている。	13,600,780	自主防災組織の結成が完了したため、真に稼働する自主防災組織の育成を図り、女性の市民防災リーダーの養成も促進する。	3,410,000	危機管理課
95	防災施設等の整備における女性ニーズの反映	4.男女のニーズの違いを把握し、避難施設などのトイレや更衣場所については、女性の声を反映させるよう努めます。	2地区で避難所運営訓練を実施し、避難施設等のあり方について検討することができた。	避難所運営訓練を継続し、女性の声を反映する機会を増やす必要がある。	22,819,389	訓練等を通じて、課題や対応策等を集約し、女性の目線からの取り組みを促進する。	35,071,000	危機管理課

3 計画の推進

重点課題5 - 1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の充実と強化〔68頁〕

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
96	小林市男女共同参画行政推進会議の充実	1.計画の全庁的な取組みを推進します。 2.関係課の総合的な連絡調整や提言に対する検討をします。	計画の全庁的な取組みを推進するため小林市男女共同参画行政推進会議を1回開催し、各課(かい)より男女共同参画における事業者について報告を。	推進体制について各課でバラつきが見られるため、事業の内容によっては関係課と連携を図る必要がある。 総合的な連絡調整においては連絡体制が取れていた。	-	市民課においては、関係課と連携し、計画の推進を図る。 関係課の総合的な連絡調整及び提言を小林市男女共同参画審議会にて実施する。	-	市民課全課
97	小林市男女共同参画推進条例の周知徹底	3.小林市男女共同参画推進条例の理念等について啓発し、周知徹底を図ります。	小林市男女共同参画推進条例をホームページへ掲載し、啓発と周知を行った。	小林市男女共同参画推進条例の理念等の啓発と周知の方法について検討する必要がある。	-	啓発・周知の方法に係る検討を再度行い啓発・周知に努める。	-	市民課
98	国、県、関係機関、民間との連携強化	4.国、県、関係機関をはじめ事業所、市民団体との連携と協力体制の強化の推進、情報の共有化を図ります。	県や国が発行する情報誌についても関係課・担当課へ回覧した。	国や県が行っている事業の情報誌の提供や講座等の案内をもっと広く行う必要がある。	-	庁内各課へ情報誌の配付を行い、情報の共有を図る。 また、事業所等へも県情報誌の配付を行う。	-	市民課

(2) 近隣市町村との連携による広域的な取組みの推進〔68頁〕

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
99	近隣市町村と連携した男女共同参画社会の実現に向けた取組みの促進	5.近隣市町村の行政担当者や男女共同参画地域推進員や地域リーダーとの合同研修会を実施します。 6.男女共同参画社会づくりに関する調査・研究をします。	【男女共同参画講演会】 期日 令和元年11月10日(日) 場所 小林市文化会館 小ホール 内容 講演会 講師 羽林 由鶴氏(心理カウンセラー) ○演題 「これからも輝ける大人、そして子供たち」～みんなが幸せに生きるために～ 参加人数 約70人	小林市人権・同和問題啓発推進協議会加入機関・団体、男女共同参画審議会委員、平成30年度男女共同参画推進大会実行委員、市内認可保育所、認定こども園、幼稚園等にポスター、チラシなどで周知を図ったが、参加者が少なかった。	523,493	市民向け、職員向けの男女共同参画講座を数回開催予定。 各市町村で開催する講演会等に地域外からも参加できるよう、ポスター掲示等の情報共有・交流に努める。	120,860	市民課

重点課題5 - 2 計画の進行管理 [69頁]

番号	具体的施策	取組み内容	令和元年度			令和2年度		所管課
			実績	成果/問題点	決算額(円)	計画	予算額(円)	
100	実施状況の把握及び実施細目の策定、推進	1.計画に挙げた事業について、年度ごとに実施状況等を取りまとめ、市民に公表します。 2.計画の考え方に沿った新規事業の進捗状況を把握します。	事業の実施状況報告書を作成し、ホームページで公表した。 小林市男女共同参画行政推進会議で情報共有に努めた。	公表時期が遅かったため、公表時期を早める。	-	事業の実施状況報告書を作成し、早期にホームページで公表する。 小林市男女共同参画行政推進会議で情報共有に努める。	-	市民課
101	計画進捗状況の評価	3.男女共同参画に向けた施策をより効果的に進めるため、数値目標の設定や評価・分析を行います。	令和元年度における取組みについての成果や課題点を洗い出し、小林市男女共同参画行政推進会議及び小林市男女共同参画審議会にて協議いただいた。	具体的な数値目標を掲げ男女共同参画に向けた施策・事業の推進にあたった。	-	前年度に引き続き、男女共同参画に向けた施策をより効果的に進めるため、数値目標の設定や評価・分析を各課で行う。	-	市民課 全課

4 成果指標進捗状況

シート中の「令和4年度（目標）」は、「第2次小林市男女共同参画基本計画（改訂版）」（平成25年度～令和4年度）の最終年度である令和4年度における目標値で同計画の策定時に設定されたもの

基本目標	重点課題	成果の指標	単位	令和元年度実績	前年度比較	年度ごとの数値										4年度（目標）	所管課
						25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度（中間目標）	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	2年度実績	3年度実績		
1 人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催回数	回	1	-	2	3	3	2	2	2	2	1			3	市民課
		男女共同参画に関する市職員研修の参加率	%	-		7.7	12.6	14.7	5.3	20.0	5.2	2.5	-			30.0	市民課
		男女共同参画基本計画に関する市民アンケート調査の実施	回	0		0	0	0	0	1	0	1	0			1	市民課
	1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	家庭教育学級生数	人	1,864		1,529	1639	1662	1,755	1,200	1,708	1,656	1,864			1,800	社会教育課
		家庭教育学級講座参加者数	人	3,313		5,772	5469.0	5037	4,262	5,200	4,220	3,418	3,313			4,300	社会教育課
		しあわせ学園の参加者数	人	29		36	38	36	28	40	34	37	29			40	社会教育課
		中央公民館・勤労青少年ホーム講座の開催講座数	講座	28		14	18	18	21	24	25	32	28			24	社会教育課
		中央公民館・勤労青少年ホーム講座の参加者数	人	428		210	271	333	328	350	299	366	428			350	社会教育課
		市内小・中学校の教職員による人権教育研修会の回数	回	63	-	63	63	63	63	60	63	63	63			63	学校教育課
	1-3 男女の人権の尊重	セクシャルハラスメント防止等の研修会の開催回数	回	3	-	1	1	3	1	1	1	3	3			1	学校教育課
		スクールアシスタントの配置学校数	校	1	-	5	5	3	3	5	1	1	1			1	学校教育課
		子宮がん検診受診率	%	10.6		8.9	6.5	7.2	9.5	20.0	9.1	14.5	10.6			30.0	健康推進課
		乳がん検診受診率	%	12.6		11.3	6.9	8.0	8.0	30.0	8.4	15.8	12.6			40.0	健康推進課
		健康相談参加者数	人	2,676		3,319	2913	3103	3,054	2,500	3,451	3,439	2,676			3,500	健康推進課
		健康教室参加者数	人	1,552		3,355	6865	3246	3,116	1,950	1,663	1,375	1,552			3,000	健康推進課
食生活改善推進員数		人	27		33	41	41	28	30	20	20	27			40	健康推進課	
就労支援を受けた被保護者のうち収入増となった人（H29変更）		%	60		62.0	63.0	66.0	62.0	60.0	57.0	50	60			70.0	福祉課	

基本目標	重点課題	成果の指標	単位	令和元年度実績	前年度比較	年度ごとの数値										4年度(目標)	所管課
						25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度(中間目標)	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	2年度実績	3年度実績		
2 男女がともに個性と能力を發揮できる就業環境づくり	2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立	家族経営協定締結	件	4		9	5	5	13	5	7	11	4			7	農業委員会
		女性農業委員の会議・研修参加回数(女性委員への要請分)	回	3		3	6	6	5	5	5	4	3			7	農業委員会
		女性認定農業者数(累計)	人	54		37	16	10	43	18	43	43	54			50	農業振興課
		和牛ヘルパー組合の利用件数	件	526		638	627	730	893	600	872	691	526			950	畜産課
		畜産振興会加入率	%	95.0	-	91.0	95	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0			100.0
	2-3 仕事と生活の調和の推進	子育て支援相談参加者数	人	193		321	277	330	454	250	339	313	193			450	健康推進課
		栄養相談・健康教育参加者数	人	2,022		1,854	2,205	1,626	1,638	2,000	1,991	1,196	2,022			2,000	健康推進課
		母子保健推進員による家庭訪問	人	190		484	638	323	287	500	288	276	190			300	健康推進課
		ファミリー・サポート・センター登録会員数	人	687		289	356	427	537	200	550	619	687			600	子育て支援課
		一時預かり事業実施施設数(全保育所での対応)	箇所	26	-	11	21	21	26	21	26	26	26			26	子育て支援課
		放課後児童クラブ定員	人	425		230	260	330	340	255	390	410	425			410	子育て支援課
		放課後児童クラブ登録人数(延べ)	人	4,903		3,961	2,760	3,330	4,053	2,750	4,359	4,715	4,903			4,500	子育て支援課
	3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	高齢者が安心して暮らせるための高齢者学級講座の開催数	回	25		24	18	24	15	24	16	32	25			24
高齢者の生きがい対策としての高齢者学級講座の開催数			回	40	-	18	18	18	27	12	24	29	40			12	社会教育課
高齢者と地域の児童・生徒との交流会の実施			回	1	-	6	6	6	6	6	1	1	1			6	社会教育課
側溝改良・蓋設置箇所(延べ箇所数)			箇所	42		8	13	23	31	60	40	48	42			90	建設課
路面等段差解消箇所(延べ箇所数)			箇所	34		10	21	31	46	40	61	75	34			100	建設課
在宅介護手当の受給者数			人	67		96	80	76	64	110	66	50	67			100	長寿介護課
シルバー人材センター登録者数			人	533		581	602	613	602	630	566	540	533			650	長寿介護課
タクシー券利用枚数			枚	17,199		15,532	15,151	15,122	14,389	17,500	13,953	14,614	17,199			16,000	長寿介護課

基本目標	重点課題	成果の指標	単位	令和元年度実績	前年度比較	年度ごとの数値										4年度(目標)	所管課
						25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度(中間目標)	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	2年度実績	3年度実績		
3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	緊急通報システム利用者数	人	189		215	208	210	187	250	208	182	189			250	長寿介護課
		友愛クラブ加入者数	人	2,668		3,320	3,102	3,093	3,020	3,950	2,871	2,709	2,668			3,100	長寿介護課
		住宅改造補助件数	件	廃止		21	21	19	16	15	9	15	廃止			10	長寿介護課
		既存市営住宅のバリアフリー率	%	14.50		7.5	7.5	7.8	10.7	7.5	13.8	14.42	14.50			20.95	管財課
4 あらゆる分野への社会参画の推進	4-1 政策・方針決定過程への女性参画の推進	女性委員がない審議会等の数	-	4		7	6	5	4	1	4	5	4			0	市民課
		審議会等における女性委員の割合	%	24.3		26.3	25.9	26.1	26.0	33.0	25.6	26.0	24.3			40.0	市民課
		審議会等における公募委員の割合	%	4.3		6.4	4.3	3.7	1.5	13.0	4.9	4.2	4.3			15.0	市民課
	4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進	市内のNPO法人数	団体	19		16	17	19	20	18	21	21	19			23	企画政策課
		自治会加入率	%	64.1		70.3	69.2	68.1	68.0	73.0	66.8	65.4	64.1			70.0	企画政策課
		学校支援実施件数	件	6,311		3,804	4,932	5,188	6,309	6,200	6,699	6,940	6,311			7,200	社会教育課
		ボランティア参加者数	人	2,715		3,435	2,724	1,223	2,276	1,300	2,385	2,995	2,715			2,300	社会教育課
		招致外国青年による学校訪問の実施	回	47		94	85	111	58	97	74	44	47			75	社会教育課
		フレンドシップ事業の実施回数	回	1		6	3	5	2	5	4	3	1			5	社会教育課
		国際交流拠点事業参加者数	人	0						24	24	46	0			40	地方創生課
		女性のリサイクル品分別指導員数	人	41		34	34	33	37	42	42	37	41			50	生活環境課
	スポーツ推進委員数	人	9		7	8	8	8	8	8	10	9			9	スポーツ振興課	
4-3 防災分野における男女共同参画の推進	市民防災リーダー講習認定者数(女性認定者)	人	63(8)		37	41	75	64(5)	180	133(34)	102(37)	63(8)			330(50)	危機管理課	
	女性消防団員数	人	10		11	15	15	15	20	10	12	10			20	危機管理課	

(参考資料)

審議会等一覧

資料 1

【区分1】地方自治法第180条の5に基づく委員会

令和2年4月1日現在

一連番号	連番	担当課名	審議会等名	設置根拠	委員総数 A	除外委員数 B	対象委員数 C (A-B)	公募委員数 Cのうち	女性委員数 Cのうち	公募委員参画率 (D/C)	女性委員参画率 (E/C)	除外委員	任期
1	1	総務課	小林市固定資産評価審査委員会	・地方自治法第180条の5、地方税法第423条	3	0	3	0	1	0.0	33.3		H30.5.10～R3.5.9 (3年間)
2	2	企画政策課	小林市公平委員会	・地方自治法第180条の5、地方公務員法第7条 ・小林市公平委員会設置条例	3	0	3	0	1	0.0	33.3		4年間
3	3	学校教育課	小林市教育委員会	・地方自治法180条の5 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	4	0	4	0	2	0.0	50.0		4年間
4	4	選挙管理委員会事務局	小林市選挙管理委員会	・地方自治法第180条の5、第181条	4	0	4	0	1	0.0	25.0		H30.6.29～R4.6.28 (4年間)
5	5	監査委員事務局	小林市監査委員	・地方自治法180条の5、第195条	2	0	2	0	0	0.0	0.0		
6	6	農業委員会事務局	小林市農業委員会	・地方自治法第180条の5 ・農業委員会等に関する法律第3条	19	0	19	19	2	100.0	10.5		H31.4.1～R4.3.31 (3年間)
				合 計	35	0	35	19	7	54.3	20.0		

【区分2】法令・条例で設置されている地方自治法第202条の3に基づく審議会等

一連番号	連番	担当課名	審議会等名	設置根拠	委員総数 A	除外委員数 B	対象委員数 C (A、B、Cのうち)	公募委員数 D	女性委員数 E	公募委員参画率 (D/C)	女性委員参画率 (E/C)	除外委員	任期
1	7	危機管理課	小林市防災会議	・災害対策基本法第16条 ・小林市防災会議条例	35		35	0	0	0.0	0.0		R2.4.1～R4.3.31 (2年間)
2	8	危機管理課	小林市安全で住みよいまちづくり推進協議会	・小林市安全で住みよいまちづくり条例	15	13	2	0	1	0.0	50.0	副市長・教育長 他11名	H31.4.1～R3.3.13 (2年間)
3	9	総務課	小林市情報公開・個人情報保護審査会	・小林市情報公開 ・個人情報審査会設置条例	5	0	5	0	2	0.0	40.0		H3.6.17～R2.6.16 (2年間)
4	10	総務課	小林市行政不服審査会	・小林市行政不服審査法施行条例	3	0	3	0	0	0.0	0.0		H31.4.22～R4.4.21
5	11	管財課	小林市営住宅入居者選考委員会	・地方自治法第202条の3 ・小林市営住宅の設置及び管理に関する条例 ・小林市営住宅入居者選考委員会規則	10	0	10	0	2	0.0	20.0		R1.5.1～R2.4.30 (1年間)
6	12	管財課	小林市特殊旅館審議会	・環境を害するおそれのある特殊旅館の建築の規則に関する条例	5	0	5	0	0	0.0	0.0		H30.5.1～R2.4.30 (2年間)
7	13	商工観光課	小林市企業立地奨励審議会	・小林市企業立地促進条例	12	0	12	0	1	0.0	8.3		H31.2.1～R3.1.31 (2年間)
8	14	建設課	小林市都市計画審議会	・都市計画法第77条の2 ・小林市都市計画審議会設置条例	10	0	10	0	1	0.0	10.0		R1.6.1～R3.5.31 (2年間)
9	15	建設課	小林市景観審議会	・景観法第8条 ・小林市景観条例	9	0	9	0	1	0.0	11.1		H30.7.1～R2.6.30 (2年間)
10	16	生活環境課	小林市廃棄物減量等推進審議会	・小林市廃棄物減量等推進審議会条例 ・小林市廃棄物減量等推進審議会条例施行規則	17	0	17	0	6	0.0	35.3		H30.10.1～R2.9.30 (2年間)
11	17	ほけん課	小林市国民健康保険運営協議会	・国民健康保険法第11条 ・国民健康保険法施行令第3条～5条 ・小林市国民健康保険条例第2条	13	0	13	0	4	0.0	30.8		R1.5.9～R4.5.8 (2年間)
12	18	福祉課	小林市障害者施策推進協議会	・障害者基本法第26条第4項(地方自治法第202条の3) ・小林市障害者施策推進協議会条例	25	0	25	0	6	0.0	24.0		H31.4.1～R3.3.31 (2年間)
13	19	福祉課	小林市民生委員推薦会	・地方自治法第202条3 ・民生委員法第5条・小林市民生委員推薦会規則 ・民生委員法第8条、同法施行令第1条	14	0	14	0	4	0.0	28.6		H30.6.1～R3.5.31 (3年間)
14	20	子育て支援課	小林市要保護児童等対策地域協議会	・児童福祉法第25条の2 ・小林市要保護児童等対策地域協議会設置要綱	19	1	18	0	5	0.0	27.8	副市長	
15	21	子育て支援課	小林市子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援法第77条第1項 ・小林市子ども・子育て会議条例	15	0	15	2	7	13.3	46.7		H31.4.1～R4.3.31 (3年間)

16	22	学校教育課	小林市教育支援委員会	・小林市教育支援委員会設置条例	15	13	2	0	2	0.0	100.0	学校長・医師 ・教諭・専門委員	H31.4.1～R3.3.31 (2年間)
17	23	学校教育課	小林市奨学生選考委員会	・小林市奨学金貸与条例	5	3	2	0	1	0.0	50.0	学校長	R2.4.1～R3.3.31 (1年間)
18	24	社会教育課	小林市教育集会所運営審議会	・小林市教育集会所設置条例 ・小林市教育集会所設置条例施行規則	10	0	10	0	1	0.0	10.0		R2.4.1～R4.3.31 (2年間)
19	25	社会教育課	小林市社会教育委員	・社会教育法第15条 ・小林市社会教育委員設置条例	11	0	11	0	4	0.0	36.4		R2.4.1～R4.3.31 (2年間)
20	26	社会教育課	小林市文化財保存調査委員会	・小林市文化財保護条例 ・小林市文化財保存調査委員会規則	8	0	8	0	2	0.0	25.0		H30.9.1～R2.8.31 (2年間)
21	27	社会教育課	小林市立図書館協議会	・図書館法第14条、小林市立図書館条例 ・小林市立図書館協議会規則	10	0	10	0	4	0.0	40.0		R2.4.1～R4.3.31 (2年間)
22	28	社会教育課	小林市勤労青少年ホーム運営委員会	・勤労青少年福祉法第15条 ・小林市勤労青少年ホーム設置条例 ・小林市勤労青少年ホーム管理運営規則	10	0	10	0	1	0.0	10.0		R2.4.1～R4.3.31 (2年間)
23	29	スポーツ振興課	小林市スポーツ推進委員協議会	・スポーツ基本法第32条第2項 ・小林市スポーツ推進委員に関する規則	22	0	22	0	9	0.0	40.9		R2.4.1～R4.3.31 (2年間)
24	30	文化会館	小林市文化会館運営審議会	・小林市文化会館設置条例 ・小林市文化会館設置条例施行規則	12	0	12	0	3	0.0	25.0		R2.4.1～R4.3.31 (2年間)
25	31	市民課	小林市男女共同参画審議会	・小林市男女共同参画推進条例	10	0	10	1	6	10.0	60.0		H30.10.17～R2.10.16 (2年間)
26	32	企画政策課	小林市総合計画等審議会	・小林市総合計画等審議会条例	29	0	29	2	5	6.9	17.2		R1.5.21～R3.3.31 (2年間)
27	33	上下水道課	小林市水道事業経営審議会	・小林市水道事業経営審議会条例	15	0	15	2	4	13.3	26.7		R1.7.18～R3.7.17 (2年間)
				合 計	364	30	334	7	82	2.1	24.6		

【区分3】要綱等により設置されている懇談会、会議等

一連番号	連番	担当課名	審議会等名	設置根拠	委員総数 A	除外委員数 B	対象委員数 C (A、B、Cのうち)	公募委員数 D	女性委員数 E (Cのうち)	公募委員参画率 (D/C)	女性委員参画率 (E/C)	除外委員	任 期
1	34	福祉課	小林市愛のふるさと福祉基金運用委員会	・小林市地域保健福祉推進事業実施要綱	8	5	3	0	2	0.0	66.7	副市長 他4名	2年間
2	35	健康推進課	小林市生涯健康づくり推進協議会	・小林市生涯健康づくり推進協議会設置要綱	25	0	25	0	6	0.0	24.0		H31.4.1～R3.3.31 (2年間)
3	36	健康推進課	小林市自殺対策協議会	・小林市自殺対策協議会設置要綱	24	0	24	0	5	0.0	20.8		H31.4.1～R3.3.31 (2年間)
4	37	文化会館	小林市文化会館自主文化事業選定委員会	・小林市文化会館自主文化事業選定委員会設置要綱	6	0	6	0	2	0.0	33.3		H30.4.1～R2.3.31 (2年間)
5	38	学校教育課	西諸地区いじめ問題対策専門家委員会	・西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約	5	0	5	0	2	0.0	40.0		R2.4.1～R3.3.31 (2年間)
6	39	子育て支援課	小林市ファミリー・サポート・センター運営委員会	・小林市子どもの未来応援推進協議会設置要綱	14	0	14	0	10	0.0	71.4		R2.1.23～R3.3.31
7	40	子育て支援課	小林市子どもの未来応援推進協議会	・小林市子どもの未来応援推進協議会設置要綱	20	0	20	0	8	0.0	40.0		R1.11.18～R3.3.31
				合 計	102	5	97	0	35	0.0	36.1		

総計

委員総数 A	除外委員数 B	対象委員数 C (A、B、Cのうち)	公募委員数 D	女性委員数 E (Cのうち)	公募委員参画率 (D/C)	女性委員参画率 (E/C)
501	35	466	26	124	5.6	26.6

女性の参画状況

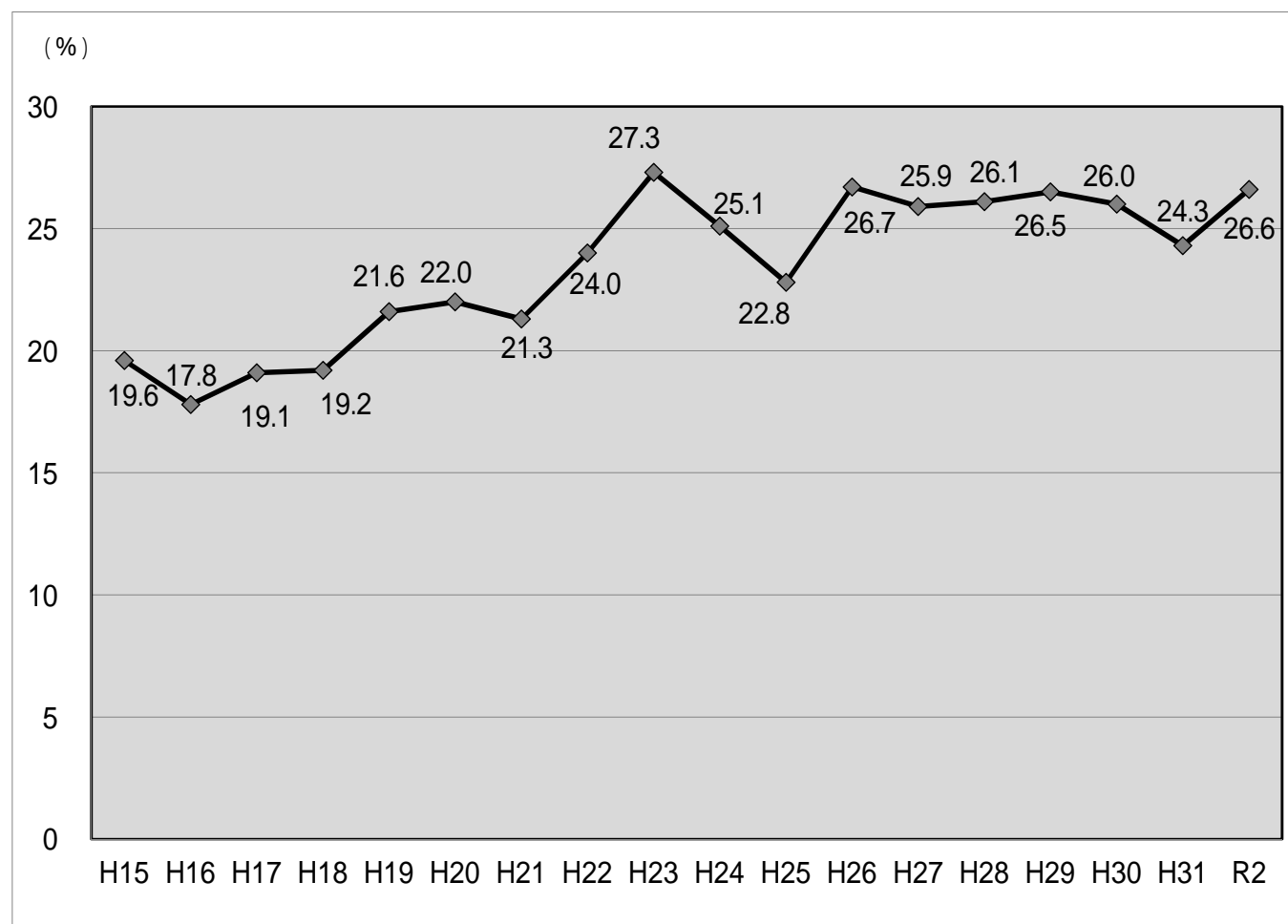
資料 2

審議会等における女性委員の参画状況

平成19年4月に「審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領」を施行し、審議会等における女性委員の参画率目標値を「平成24年度までに33%を達成すること」と決めました。また、同要領により、職員のみ構成となっている連絡・調整のための委員会、法令・条例等の定めにより充て職とある委員等については目標値算定から除外することとし、目標の対象となる審議会、委員等を明確にすることで目標値達成に向けて積極的に取り組むこととしました。

なお、平成25年4月に改正・施行された同要領では、「平成34年度(令和4年度)までに40%を達成すること」との目標値を決めました。

調査年度	参画率(%)	調査基準 年月日
平成12年度	15.9	12.3.31
平成13年度	18.8	13.3.31
平成14年度	15.6	14.3.31
平成15年度	19.6	15.3.31
平成16年度	17.8	16.4.1
平成17年度	19.1	17.4.1
平成18年度	19.2	18.4.1
平成19年度	21.6	19.4.1
平成20年度	22.0	20.4.1
平成21年度	21.3	21.4.1
平成22年度	24.0	22.4.1
平成23年度	27.3	23.4.1
平成24年度	25.1	24.4.1
平成25年度	22.8	25.4.1
平成26年度	26.7	26.4.1
平成27年度	25.9	27.4.1
平成28年度	26.1	28.4.1
平成29年度	26.5	29.4.1
平成30年度	26.0	30.4.1
平成31年度	24.3	31.4.1
令和2年度	26.6	2.4.1
平成29年度(中間)	33.0	
令和4年度	40.0	



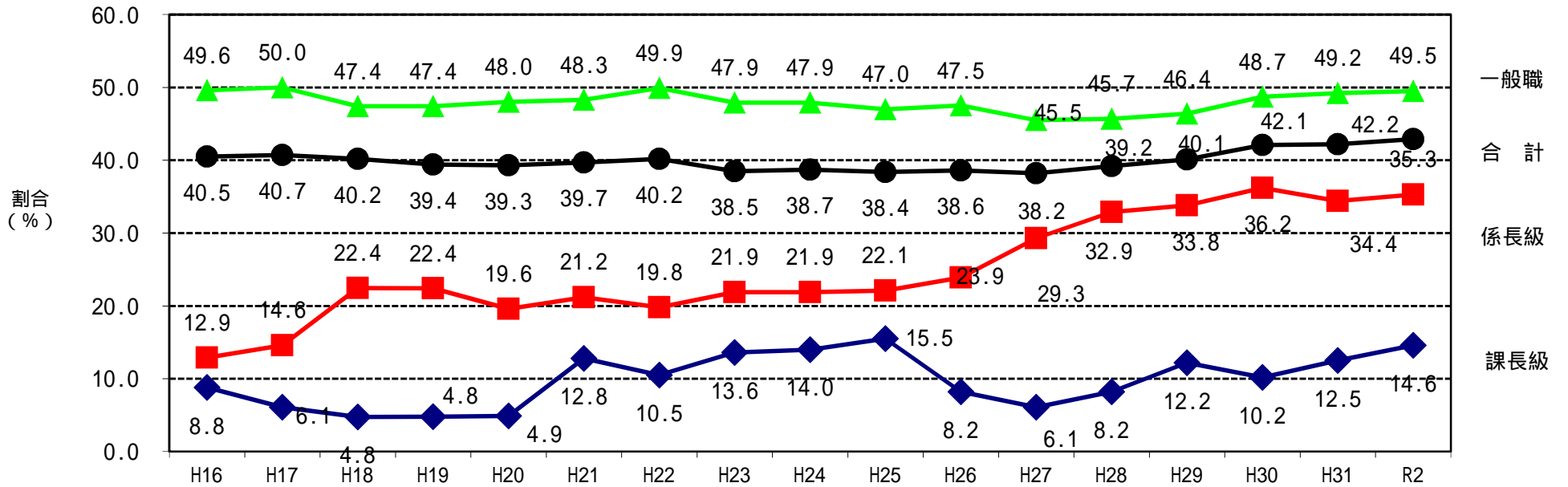
平成12年度から平成17年度の数値は、旧小林市に係るもの

小林市職員における女性の任用状況

1 単位 = 人数 : 人 , 登用率 : % 2 部長級は平成22年度より課長級へ含む 3 係長級は平成21年度より主幹級へ 4 平成16年度～平成18年度 : 旧小林市
(各年4月1日現在)

	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率
課長級	42	2	4.8	41	2	4.9	47	6	12.8	57	6	10.5	59	8	13.6	57	8	14.0	58	9	15.5
係長級	98	22	22.4	97	19	19.6	99	21	21.2	116	23	19.8	128	28	21.9	128	28	21.9	122	27	22.1
一般職	386	183	47.4	379	182	48.0	358	173	48.3	417	208	49.9	384	184	47.9	384	184	47.9	387	182	47.0
合計	526	207	39.4	517	203	39.3	504	200	39.7	590	237	40.2	571	220	38.5	569	220	38.7	567	218	38.4

	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度(令和元年度)			令和2年度		
	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率	職員 総数	うち 女性	登用率
課長級	49	4	8.2	49	3	6.1	49	4	8.2	49	6	12.2	49	5	10.2	48	6	12.5	48	7	14.6
係長級	134	32	23.9	140	41	29.3	152	50	32.9	157	53	33.8	163	59	36.2	163	56	34.4	156	55	35.3
一般職	394	187	47.5	389	177	45.5	381	174	45.7	377	175	46.4	382	186	48.7	388	191	49.2	386	191	49.5
合計	577	223	38.6	578	221	38.2	582	228	39.2	583	234	40.1	594	250	42.1	599	253	42.2	590	253	42.9



小林市男女共同参画審議会委員名簿

資料 4

(敬称略・順不同)

氏 名	役 職 名 他	備 考
今 村 礼 子	野尻地区代表委員 野尻町商工会 女性部長	会長
高 橋 浩 司	小林市立東方小学校 校長	会長職務代理
橋 満 良 三	小林商工会議所 専務 事務局長	
大 山 竹 子	小林市農業委員会 委員	
若 松 照 雄	都城人権擁護委員協議会小林市・西諸県部会 人権擁護委員	
関 谷 恵 子	小林市民生委員・児童委員	
下 沖 篤 史	一般社団法人 小林青年会議所 委員	
川 畑 静 子	NPO法人みらい 理事	
河 野 雄 二	須木地区代表委員 永田区長	
永 田 夕 工 子	一般	
坂 上 弘 子	一般	

審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領

資料 5

平成19年 3月30日 告示第54号
改正 平成22年 3月19日 告示第40号
改正 平成25年 4月 1日 告示第82号
改正 平成25年 4月 1日 告示第99号
改正 平成28年 4月 1日 告示第83号

(目的)

第1条 この告示は、女性の声を市の施策に反映させることにより、豊かな地域社会を築くため、市が設置する審議会等の委員への女性の参画を積極的に推進することを目的とする。

(対象)

第2条 この告示の対象となる審議会等(以下「審議会等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関
- (2) 規則、訓令その他の例規の規定により設置された合議制の機関で、審査、調査、諮問に対する答申等を職務とするもの
- (3) 広く市民等の意見を市政に反映することを目的として設置された懇談会、懇話会等

(目標値等)

第3条 審議会等の委員への女性参画の推進を図るため、審議会等における女性委員の構成比率を40%に引き上げることを目標とし、これを平成34年度末までに達成するものとする。

2 女性委員構成比率の算定に際しては、法律、条例その他の法令等の規定により、審議会等の委員に職が充てられているものについては、当該委員を算定から除外するものとする。

(委員の選任方針)

第4条 審議会等を所管する課(課に相当するもの及び出先機関を含む。以下「所属課等」という。)は、審議会等の委員(以下「委員」という。)の選任については、次に掲げる方針によるものとする。

- (1) 委員の選任に当たっては、広い階層・分野から積極的に女性を参画させるための必要な措置を講じる。
- (2) 委員の選任の方法については、女性の参画の機会が図られるよう、関係機関、関係団体等(以下「関係機関等」という。)からの推薦による選任又は公募等による選任の規定を設けるなど、条例、規則等の見直しを行う。
- (3) 女性委員が置かれていない審議会等については、最優先で女性を参画させるとともに、女性の層が薄い分野においては、幅広い年齢層からの参画の推進に努める。
- (4) 関係機関等へ委員の推薦を依頼するときは、男女の数の均衡を考慮の上、推薦依頼を行う。
- (5) 学識経験者等の専門的知識を有する者の選任については、狭義の専門性のみならず、消費者、生活者という観点から柔軟な対応ができないか検討を行う。

(参画計画の策定及び実施等)

第5条 所属課等は、第3条に定める目標値等を達成するため、前条の選任方針に従い、審議会等における女性委員の参画計画(以下「参画計画」という。)を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 所属課等は、別記様式により、毎年4月1日現在における審議会等の女性委員の参画状況及び参画計画を、市民課長に報告するものとする。
- 3 所属課等は、新たに審議会等の設置を行う場合又は現在設置している審議会等の廃止を行う場合は、事前に市民課長と協議するものとする。
- 4 所属課等は、参画計画の実施に当たり、困難な状況が予測される場合は、速やかに市民課長と対応策を協議するものとする。

(参画計画の適用除外)

第6条 次に掲げる審議会等は、参画計画の対象から除外することができる。ただし、この場合においても、女性委員の構成比率を引き上げるよう努めるものとする。

- (1) 審議会等の設置が単年度限りのもの
- (2) 委員が市職員のみで構成されている審議会等であって、事務連絡調整を目的として設置されたもの

- (3) 委員が市職員及び市職員以外のもの構成されている審議会等であって、業務連絡を目的として設置されたもの
 (4) 政策的判断を要する範囲が極めて狭く、かつ、専門的分野での事実確認、選考等を目的として設置された審議会等
 (その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、審議会等の委員への女性参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月4日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日告示第40号)

この告示は、平成22年4月23日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第82号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第99号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第83号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

課(かい)名

審議会等における女性委員の参画状況及び参画計画
 (年 月 日現在)

項 目	回 答 欄			
審議会・委員会名				
設 置 根 拠	区分			
現在の委員の任期	年間(年 月 日 ~ 年 月 日) 随時、委員等の選任もしくは改選をされている場合は記入しなくて結構です。			
委員参画状況	委員総数 A 人	除外委員数 B 人	対象委員数 C 人	(A - B)
	Cのうち公募委員数 D 人	参画率 (D / C × 100)	%	
	Cのうち女性委員数 E 人	参画率 (E / C × 100)	%	
【今後の女性参画計画】				
年度末計画	対象委員数 人	女性委員 人	女性参画率	%
年度末計画	対象委員数 人	女性委員 人	女性参画率	%
年度末計画	対象委員数 人	女性委員 人	女性参画率	%

参画率については、四捨五入して小数点第1位まで記入してください。
 委員名簿を添付してください。

男女共同参画に関する世界・日本・宮崎県・小林市の動き

資料 6

※ 「宮崎県・小林市の動き」の欄中、波線を付した部分が小林市に係るもの

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
1945 (S20)	「国際連合」の創設	「衆議院議員選挙法」の改正・公布（初の婦人参政権実現）	
1946 (S21)	「婦人の地位委員会」の設置	「日本国憲法」の公布 戦後第1回衆議院選挙（初の婦人参政権行使）の実施	
1948 (S23)	「世界人権宣言」の採択		
1952 (S27)	「婦人の参政権に関する条約」の採択		
1967 (S42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」の採択		
1972 (S47)	国連総会において1975年を「国際婦人年」とすることを宣言		
1975 (S50)	「国際婦人年」（目標：平等、発展、平和） 「国際婦人年世界会議」の開催（メキシコシティ） ※ 「世界行動計画」の採択	「婦人問題企画推進本部」の設置 「婦人問題企画推進本部」への参与の設置 「婦人問題企画推進本部会議」の開催	
1977 (S52)		「国内行動計画」の策定 「国立婦人教育会館」のオープン	
1978 (S52)			「宮崎県婦人関係行政連絡会議」の設置
1979 (S54)	「女子差別撤廃条約」の採択（国連第34回総会）		「青少年婦人課」を設置し婦人担当を設置 「婦人に関する意識等基礎調査」の実施
1980 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議の開催（コペンハーゲン） ※ 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の採択		「宮崎県婦人問題懇話会」の設置 「働く婦人の意識に関する調査」の実施
1981 (S56)	「女子差別撤廃条約」の発効	「国内行動計画後期重点目標」の策定	第三次総合長期計画に「婦人対策の推進」を追加 「家庭婦人の意識に関する調査」の実施
1982 (S57)			「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」の策定
1984 (S59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議」の開催（東京）		
1985 (S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議の開催（ナイロビ） ※ （西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」の批准	
1986 (S61)		「婦人問題企画推進本部」の拡充（構成を全省庁に拡大、任務も拡充） 「婦人問題企画推進有識者会議」の開催	
1987 (S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の策定 「婦人問題企画推進本部」の参与の拡充	「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」の策定
1989 (H1)		「学習指導要領」の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	
1990 (H2)	「国連婦人の地位委員会拡大会議」の開催 「国連経済社会理事会」の開催 ※ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」の採択		

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
1991 (H3)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」の策定 「育児休業法」の公布	第四次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置付け 「女性青少年課」へ課名変更 「みやざき女性交流活動センター」の設置
1992 (H4)			「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」の策定
1993 (H5)	「国連世界人権会議」の開催（ウィーン） ※ 「ウィーン宣言及び行動計画」の採択		
1994 (H6)	「「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」の開催（ジャカルタ） ※ 「ジャカルタ宣言及び行動計画」の採択	「男女共同参画室」の設置 「男女共同参画審議会」の設置（政令） 「男女共同参画推進本部」の設置	
1995 (H7)	「国連人権委員会」の開催 ※ 「女性に対する暴力をなくす決議」の採択 「第4回世界女性会議」の開催－平等、開発、平和のための行動（北京） ※ 「北京宣言及び行動綱領」の採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	「男女共同社会づくりのための調査」の実施
1996 (H8)		「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」の発足 「男女共同参画2000年プラン」の策定	
1997 (H9)		「男女共同参画審議会」の設置（法律） 「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」の公布	「ひむか女性プラン」の策定
1998 (H10)		男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」を答申	
1999 (H11)	「ESCAP ハイレベル政府間会議」の開催（バンコク）	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行 「食料・農業・農村基本法」の公布・施行（女性の参画の促進を規定）	「女性青少年課」に「女性政策監」を設置
2000 (H12)	「国連特別総会「女性2000年会議」」の開催（ニューヨーク） ※ 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	「男女共同参画基本計画」の閣議決定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の公布・施行	「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の実施 「企画調整課」に男女共同参画行政窓口を設置 「小林市男女共同参画推進協議会」の設置 「女性行政」を「男女共同参画行政」に改正 「少子化対策フォーラム」の開催 第4次小林市総合計画に「男女共同参画社会を目指して」と明記
2001 (H13)		「男女共同参画会議」の設置 「男女共同参画局」の設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の公布・施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」の閣議決定	第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」と位置付け 「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性対策班」を「男女共同参画推進班」に改称 「宮崎県男女共同参画センター」の設置 「小林市男女共同参画行政推進会議」の設置 ※ 各種審議会等への女性の登用目標値を平成22年度までに30%とするの決定 「男女共同参画社会に関する意識調査」の実施 「少子化対策講演会」の開催

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
2002 (H14)		「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の設置	「みやざき男女共同参画プラン」の策定
2003 (H15)		「次世代育成支援対策推進法」の公布・施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の公布・施行 「少子化社会対策基本法」の公布・施行	「 <u>小林市男女共同参画基本計画</u> 」の策定 「 <u>宮崎県男女共同参画推進条例</u> 」の施行 「 <u>宮崎県男女共同参画審議会</u> 」の設置
2004 (H16)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「 <u>青少年男女参画課</u> 」へ課名変更
2005 (H17)	「第49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）」の開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」の閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」の策定 「育児休業、介護休業等、育児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正	「 <u>小林市男女共同参画推進条例</u> 」の施行 「 <u>男女共同参画社会づくりのための県民意識調査</u> 」の実施
2006 (H18)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」の改正 「東京閣僚共同コミュニケ」の採択 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」の開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」の改定	旧小林市・旧須木村の合併により「 <u>新小林市</u> 」の誕生（3月20日） 旧小林市の「 <u>小林市男女共同参画基本計画</u> 」を新市に継承 「 <u>小林市男女共同参画推進条例</u> 」の施行 「 <u>小林市男女共同参画審議会</u> 」の設置 「 <u>小林市男女共同参画行政推進会議</u> 」の設置 ※ <u>各種審議会等への女性の登用目標値を平成24年度末までに33%にするとの改定</u> 「 <u>DV対策宮崎県基本計画</u> 」の策定
2007 (H19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 「短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律」の改正 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定	「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」の策定 新みやざき創造計画の重点施策に「 <u>男女共同参画社会づくりの推進</u> 」を位置付け 「 <u>審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領</u> 」の施行 「 <u>市民活動、市民と行政の協働、男女共同参画に関する市民意識調査</u> 」の実施
2008 (H20)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「 <u>男女（ひと）きらめきフェスティバル</u> 」の開催 「 <u>小林市男女共同参画基本計画改定版</u> 」の策定 「 <u>生活・協働・男女参画課</u> 」へ課名変更
2009 (H21)	「女子差別撤廃委員会」の開催（ニューヨーク） ※ 我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われ、条約の更なる実施に向け、我が国に対して勧告が出される。	「改正育児・介護休業法」の公布	「 <u>DV対策宮崎県基本計画</u> 」の改定 「 <u>人権コミュニケーションフェスティバル2009・男女（ひと）きらめきフェスティバル2009</u> 」の共同開催
2010 (H22)	「国連『北京+15』世界閣僚級会合」の開催（ニューヨーク） ※ 「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況が協議され、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言が採択	「改正育児・介護休業法」の施行 「第3次男女共同参画基本計画」の閣議決定	「 <u>人権コミュニケーションフェスティバル2010・男女（ひと）きらめきフェスティバル2010</u> 」の共同開催 旧小林市・旧野尻町の合併により「 <u>新小林市</u> 」の誕生（3月23日） 旧小林市の「 <u>小林市男女共同参画基本計画</u> 」を新市に継承 「 <u>男女共同参画社会づくりのための県民意識調査</u> 」の実施

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
2011 (H23)	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(略称: UN Women)」の正式発足		
2012 (H24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画 策定	「第2次みやざき男女共同参画プラン」の策定 小林市男女共同参画基本計画に関するアンケート調査の実施 「第2次小林市男女共同参画基本計画」の策定
2013 (H25)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 「日本再復興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。	男女共同参画に係る所管課が市民課から市民協働課へ変更 「審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領」の改正 ※ 各種審議会等への女性の登用目標値を平成34年度末までに40%にするとの改正等
2014 (H26)	第58回国連婦人の地位委員会「自然におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 女性が教育を受ける権利を訴えてきた「マララ・ユスフザイ氏(17歳)」が「ノーベル平和賞」を受賞	「日本再復興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる。	西諸定住自立圏連携事業の一環として男女共同参画事業(講演会)を実施 平成25年度「宮崎県男女共同参画の現状と施策」(報告書)の作成
2015 (H27)	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	西諸定住自立圏連携事業の一環として男女共同参画事業(講演会)を実施 平成27年度「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 「みやざき女性の活躍推進会議」設立 「宮崎県特定事業主行動計画(第3期)」策定
2016 (H28)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」改正(平成29年施行) 「男女雇用機会均等法」改正(平成29年施行) 「ストーカー規正法」改正(平成29年施行)	西諸定住自立圏連携事業の一環として男女共同参画事業(講演会)を実施 平成27年度「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」結果公表 「宮崎県特定事業主行動計画(第3期)」策定 性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」設置 男女共同参画に係る所管課が市民協働課から市民課へ変更 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」策定
2017 (H29)			「第3次みやざき男女共同参画プラン」の策定 女性活躍推進大会(講演会)を開催
2018 (H30)		「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 民法改正(女性の婚姻開始年齢引上げ、2022年施行)	「小林市男女共同参画基本計画に関するアンケート調査」実施 男女共同参画推進大会(講演会)を開催
2019 (H31)		「女性の職業生活における活躍の推進に係る法律」改正(R1年公布)	「第2次小林市男女共同参画基本計画改訂版」の策定 男女共同参画講演会の開催

	国連の動き	日本の動き	宮崎県・小林市の動き
2020 (R2)	第64回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク) 第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」 (ニューヨーク)	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	

用語解説

女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから平成28年に施行された法律。
性別役割分担意識	一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性をはじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方がきまっているという考えのことで。
ステップファミリー	配偶者の少なくとも一方の結婚前の子どもと一緒に生活する家族形態のことで、継(まも)家族、ブレンド家族(ブレンディッド・ファミリー)ともいいます。一般的には、離別や死別後、子連れで再婚した結果形成される家族のことで、血縁関係にない親子関係が1組以上含まれることを指します。生物学的な親ではないため、対象者より年上とは限りません。男性の義親のことを義父(ぎふ)といい、女性の義親のことを義母(ぎぼ)といいます。
エンパワーメント	力をつけること。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になることをさします。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のことをいいます。生物学的な性別であるセックスとは区別して用います。
ライフステージ	人生の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階のことをいいます。
家庭教育学級	本来家庭が果たすべき役割を見つめ直す機会になるように、保護者自身が親の役割や子どもの心の理解など家庭での教育について、講師の話や話し合いを通して考え、深めていく学習の場のことです。
しあわせ学園	市内に在住する40歳以上の方を対象に、生涯にわたり夢と希望をもって、豊かな生活を送ることをめざして、幅広い分野と専門的な内容を総合的に学習します。
セクシャル・ハラスメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。
ドメスティック・バイオレンス	Domestic violence=D V。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる身体的、性的、心理的な暴力をさします。
メディア・リテラシー	Media literacy=M L。メディアの仕組みや伝達される内容などを読み取る能力のことです。
シェルター	避難場所。暴力から逃れ、駆け込んでくる被害者のための緊急避難所として一時的に安全な場所として提供される場所のことです。

男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女子差別撤廃条約を批准するため昭和60年（1985年）に制定されました。平成11年（1999年）4月から、差別禁止規定、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた一部改正法が施行されました。さらに、平成18年（2006年）6月の一部改正法の施行により、差別禁止の範囲が拡大され、妊娠出産などを理由とした不利益な取り扱いが禁止となりました。
メディカルソーシャルワーカー	Medical social worker=M S W。医療社会福祉事業に携わる人のことをいいます。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	Reproductive health/rights。生と生殖に関する健康と権利のことで、女性が妊娠・出産などを主体的に選択する権利をさします。また、その権利を尊重することが人口抑制につながるという考え方のことです。これは平成6年（1994年）の国際人口開発会議で提唱されました。
性的少数者（LGBT等）	性別違和（「体の性」と「こころの性」が一致しない状態）の人や恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのことをいいます。性的少数者の方々の中には、日常生活で様々な精神的苦痛や孤立感をはじめとした、生きづらさを感じている方もいます。 LGBTの説明 L（レズビアン）...女性の同性愛者 G（ゲイ）...男性の同性愛者 B（バイセクシュアル）...両性愛者 T（トランスジェンダー）...生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人
育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」をいいます。家族的責任を担う男女労働者に対する仕事と家庭の両立支援策を充実させるため、平成3年（1991年）に「育児休業に関する法律」が成立、その後平成7年（1995年）に一部改正され、介護休業制度が導入されました。全面的な休業制度の他、勤務時間短縮等の措置を事業主に義務付けられる規定が設けられています。平成14年（2002年）4月からは、改正育児・介護休業法が施行されています。平成17年（2005年）4月の一部改正により、育児・介護休業の対象労働者が拡大され、育児休業期間の延長、介護休業の複数回取得、子の看病休暇の取得ができるようになりました。
ポジティブ・アクション	Positive action。積極的差別是正策のことで、社会的差別、特に男女差別を是正するための方針をいいます。
ワークシェアリング	Work sharing。雇用の確保を図るために、労働時間の短縮や均等化、残業の削減などによって、総量の決まった仕事をより多くの人で分け合うことです。
在宅就労	自宅に居ながら会社の仕事を行う勤務形態。自宅にパソコンなどの端末装置を設置し、勤務先のホストコンピューターと接続して情報の送受を行うなどの方式を利用することが多い。
家族経営協定	農家等の家族内において、経営方針の決定、役割分担（農業生産、家庭生活）、就業環境（休日、労働報酬など）、経営移譲などを文書により取り決めたもののことです。

6次産業化	農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者のこと。担い手農業者とも呼ばれる。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。
特定事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）より、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、301人以上の民間企業等）に義務付けられました。その中で、国や地方公共団体の機関については特定事業主として、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などの数値を用いて達成しようとする目標と取組みの内容、実施時期を示し、計画を実行することとされています。
ファミリー・サポート・センター	サービスを提供したいものと受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。
フレンドシップ	市民と在住外国人との交流事業。

第2次小林市男女共同参画基本計画実施状況報告書
—令和元年度事業実績—

編 集 小林市 市民課 人権グループ
〒886-8501 小林市細野300番地
電 話 0984-23-1141
FAX 0984-24-5063
E-mail k_jinken@city.kobayashi.lg.jp
発 行 小林市

※この報告書に対するご意見をお寄せください。